

嬉野市国民保護計画



平成19年2月

佐賀県嬉野市

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置付け、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置付け	1
2	用語の定義等	2
3	市国民保護計画の構成	5
4	市国民保護計画の見直し、変更手続	5
5	市国民保護計画の作成	6
第2章	国民保護措置に関する基本方針	6
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	8
1	関係機関の事務又は業務の大綱	9
第4章	市の地理的、社会的特徴	15
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	18
1	武力攻撃事態	18
2	緊急処理事態	20
第2編	平素からの備えや予防	21
第1章	組織・体制の整備等	21
第1	市における組織・体制の整備	21
1	市の各部課等における平素の業務	21
2	市職員の参集基準等	23
3	消防機関との連携	26
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	27
第2	関係機関との連携体制の整備	27
1	基本的考え方	27
2	県との連携	28
3	近接市町との連携	28
4	指定公共機関等との連携	29
5	ボランティア団体等に対する支援	29
第3	通信の確保	30
第4	情報収集・提供等の体制整備	30
1	基本的考え方	30
2	警報等の伝達に必要な準備	31
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	33
4	被災情報の収集、報告及び報告に必要な準備	34
第5	研修及び訓練	35
1	研修	35
2	訓練	36

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	37
1	避難に関する基本的事項	37
2	救援に関する基本的事項	39
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	39
4	避難施設の指定への協力	40
5	生活関連等施設の把握等	40
6	避難実施要領のパターンの作成	41
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	41
1	市における備蓄	41
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	42
第4章	国民保護に関する啓発	42
1	国民保護措置に関する啓発	42
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	43
第3編	武力攻撃事態等への対処	44
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	44
第1	国民保護対策本部設置前における初動体制	44
第2	国民保護対策本部への移行	48
第3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	48
第2章	市対策本部の設置等	51
1	市対策本部の設置	51
2	通信の確保	60
第3章	関係機関相互の連携	61
1	国・県の対策本部との連携	61
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	61
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	62
4	他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	62
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	63
6	市の行う応援等	63
7	ボランティア団体等に対する支援等	63
8	住民への協力要請	64
第4章	警報及び避難の指示等	64
第1	警報の伝達等	64
1	警報の内容の伝達等	64
2	警報の内容の伝達の方法	67
3	緊急通報の伝達及び通知	68
第2	避難住民の誘導等	69
1	避難の指示の通知・伝達	69
2	避難実施要領の策定	71
3	避難住民の誘導	77
4	想定される避難の形態等	80

5	武力攻撃事態等の類型等に応じた避難の指示にあたっての留意事項等	8 1
第5章	救援	8 3
1	救援の実施	8 3
2	関係機関との連携	8 4
3	救援の内容	8 4
第6章	安否情報の収集・提供	8 5
1	安否情報の収集等	8 5
2	県に対する報告	8 7
3	安否情報の照会に対する回答	8 7
4	日本赤十字社に対する協力	8 8
5	その他留意事項	8 8
第7章	武力攻撃災害への対処	8 9
第1	武力攻撃災害への対処	8 9
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	8 9
2	武力攻撃災害の兆候の通報	8 9
第2	応急措置等	9 0
1	退避の指示	9 1
2	警戒区域の設定	9 3
3	事前措置等	9 4
4	応急公用負担等	9 5
5	消防に関する措置等	9 5
第3	生活関連等施設における災害への対処等	9 7
1	生活関連等施設の安全確保	9 7
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	9 8
第4	NBC攻撃による災害への対処等	9 9
1	NBC攻撃による災害への対処	9 9
第8章	被災情報の収集及び報告	1 0 2
1	被災情報の収集及び報告	1 0 2
第9章	保健衛生の確保その他の措置	1 0 4
1	保健衛生の確保	1 0 4
2	廃棄物の処理	1 0 5
第10章	国民生活の安定に関する措置	1 0 5
1	生活関連物資等の価格安定	1 0 5
2	避難住民等の生活安定等	1 0 5
3	生活基盤等の確保	1 0 6
第11章	特殊標章等の交付及び管理	1 0 6
第4編	復旧等	1 0 9
第1章	応急の復旧	1 0 9
1	基本的考え方	1 0 9
2	公共的施設の応急の復旧	1 0 9

第2章	武力攻撃災害の復旧	110
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	110
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	110
2	損失補償及び損害補償	111
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	111
第5編	緊急対処事態への対処	112
1	緊急対処事態	112
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	112

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置付け、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

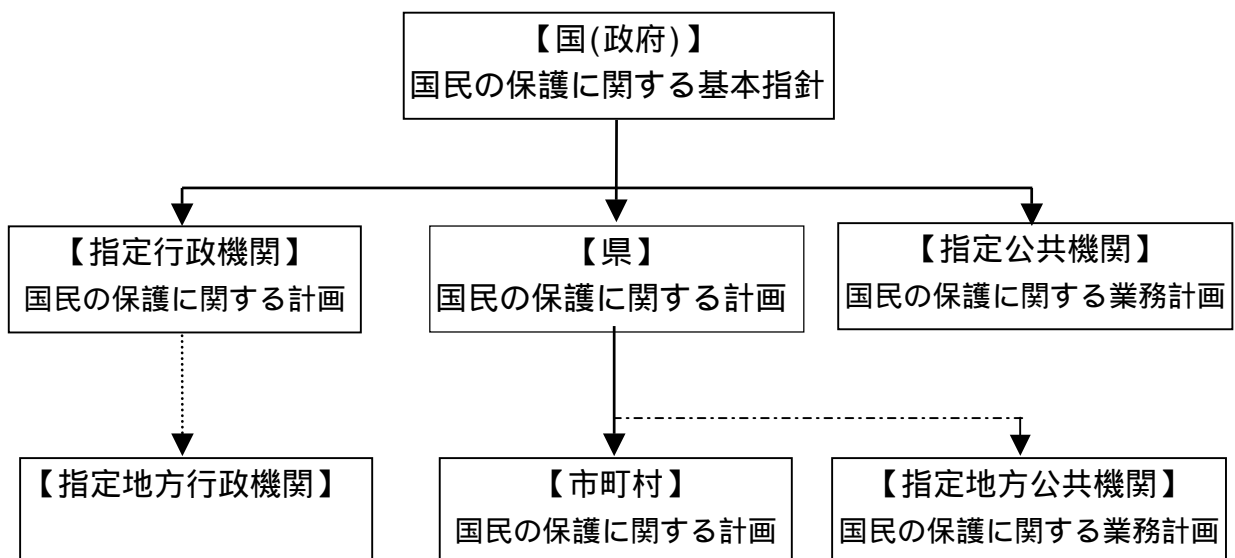
1 市の責務及び市国民保護計画の位置付け

(1) 市の責務（法第 3 条第 2 項、法第 16 条）

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置付け（法第 35 条第 1 項）

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。



(3) 市国民保護計画に定める事項（法第 35 条第 2 項）

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

ア 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

イ 市が実施する国民保護措置（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）に関する事項

ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 用語の定義等

この計画における主な用語の定義は、次のとおりとする。

(法令・措置等関係)

事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号） 武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号） 武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国・地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）をいう。
基本指針	国民保護法第 32 号の規定に基づき政府が作成した国民の保護に関する基本指針をいう。
国民保護措置	国民保護法に基づく武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（緊急対処保護措置を含む）をいう。
市対策本部	国民保護法第 27 条の規定に基づき市に設置された嬉野市国民保護対策本部（嬉野市緊急対処事態対策本部を含む）をいう。
市国民保護協議会	国民保護法第 39 条の規定に基づき設置された嬉野市国民保護協議会をいう。

国の国民保護計画	国民保護法第33条の規定に基づき指定行政機関の長が作成した国民の保護に関する計画をいう。
県国民保護計画	国民保護計画第34条の規定に基づき佐賀県知事が作成した県民の保護に関する計画をいう。
国民保護業務計画	国民保護法第36条の規定に基づき指定公共機関又は指定地方公共機関が作成した国民の保護に関する業務計画をいう。
国の対策本部	事態対処法第10条の規定に基づき内閣に設置された武力攻撃事態等対策本部をいう。
国の現地対策本部	国民保護法第24条第2項の規定により設置された武力攻撃事態等現地対策本部をいう。
県対策本部	国民保護計画第27条の規定に基づき佐賀県に設置された佐賀県国民保護対策本部（佐賀県緊急対処事態対策本部を含む）をいう。
県現地対策本部	国民保護法第28条第8項の規定に基づき設置された佐賀県の現地対策本部をいう。

（機関・施設等関係）

指定行政機関	内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省をいう。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の地方行政機関で政令で定められているものをいう。（事態対処法第2条第5号）
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び、電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されているものをいう。 （事態対処法第2条第6号）
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。（国民保護法第2条第2項）
指定公共機関等	指定公共機関および指定地方公共機関をいう。
緊急消防援助隊	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45号第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物等の取扱所など国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設、又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設のことをいう。 （国民保護法第102条第1項）

緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施にあたって必要な物資及び資材をいう。(国民保護法第79条第1項)
特定物資	救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具その他国民保護法施行令で定める物資に限る。)であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とするものが取り扱うものをいう。 (国民保護法第81条第1項)
危険物質等	引火若しくは爆発または空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれのある物質(生物を含む。)で、国民保護法施行令で定められているものをいう。 (国民保護法第103条第1項)

(武力攻撃関係)

武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。 (国民保護法第2条第1項(事態対処法第2条第1号))
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 (国民保護法第2条第1項(事態対処法第2条第2号))
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。(事態対処法第2条第3号)
武力攻撃事態等	武力攻撃事態および武力攻撃予測事態をいう。 (国民保護法第2条第1項(事態対処法第1条))
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。(国民保護法第172条第1項(事態対処法第25条第1項))
武力攻撃災害	武力攻撃により直接または間接に生じる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいう。 (国民保護法第2条第4項)

(住民、避難、安否等関係)

避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。 (国民保護法第75条第1項)
避難実施要領	避難の指示を受けた市長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領をいう。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報をいう。

災害時要援護者	<p>次のいずれかに該当する者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者 3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者 <p>例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。</p>
自主防災組織	<p>大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。</p>

3 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し（法第 35 条第 8 号）

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、嬉野市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続（法第 35 条第 8 項、法第 39 条第 3 項）

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

5 市国民保護計画の作成（法第 35 条）

市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）については、基本指針も踏まえたうえで県国民保護計画に基づき作成するものとする。

第 2 章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重（法第 5 条）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済（法第 6 条）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供（法第 8 条）

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保（法第 3 条第 4 項、法第 32 条第 2 項、法第 33 条第 2 項、法第 34 条第 2 項、法第 35 条第 2 項、法第 36 条第 3 項、法第 42 条）

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力（法第 4 条）

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第 9 条）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重（法第7条第1項）

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条）

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

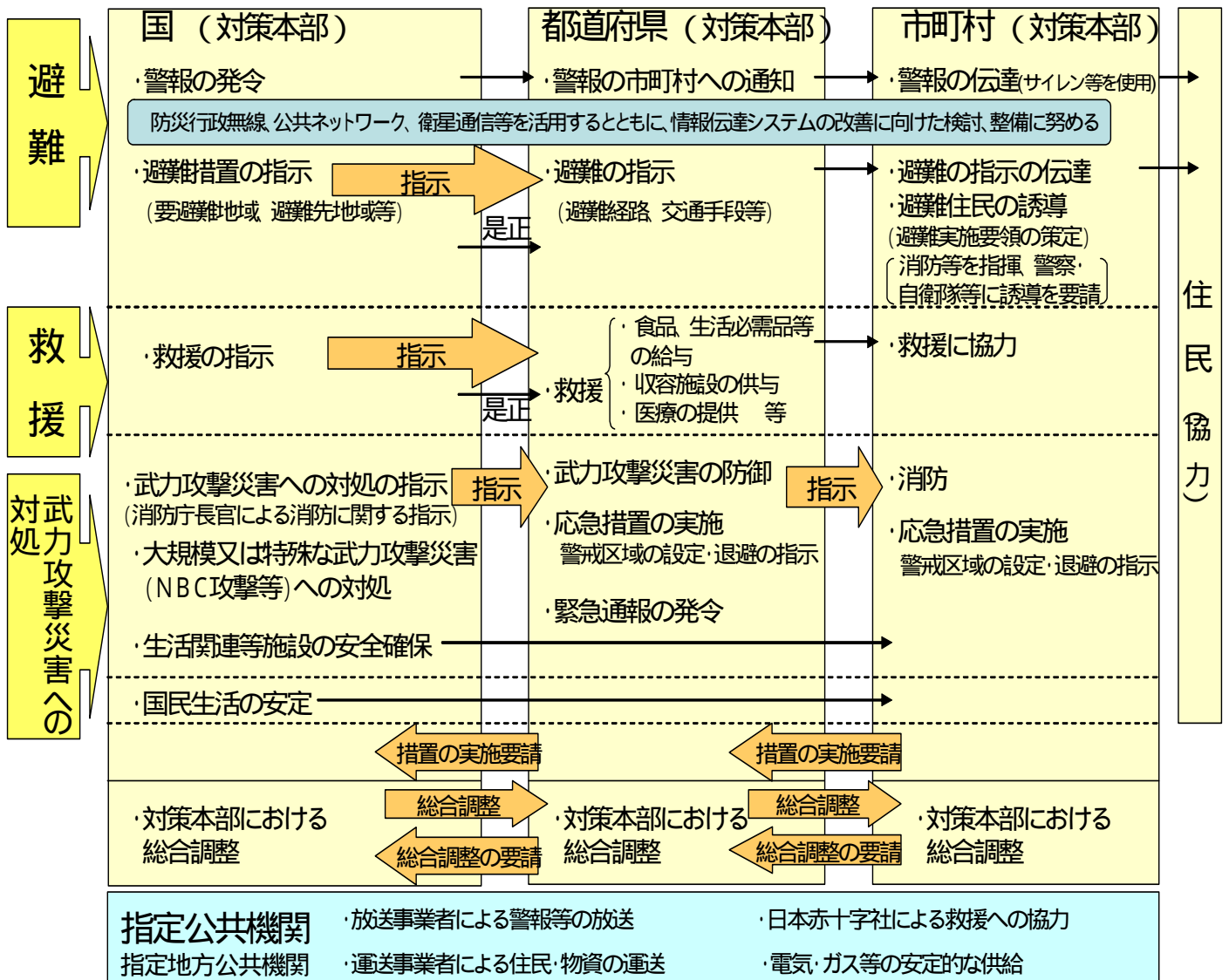
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、都道府県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

(1) 市の事務又は業務（法第 16 条～法第 20 条）

市は、住民に最も密着した行政機関として、市国民保護計画で定めた、当該市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
嬉野市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 指定地方行政機関の事務又は業務（法第 10 条）

指定地方行政機関は、指定行政機関がその国民保護計画で定めたもののうち、その所掌事務に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
福岡防衛施設局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する事 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
門司税関 (伊万里税関支署)	輸入物資の通関手続
九州厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
佐賀労働局	被災者の雇用対策
九州農政局 (佐賀農政事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給

九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九州地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局 (佐賀運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 福岡空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
福岡管区气象台 (佐賀地方气象台)	気象状況の把握及び情報の提供
第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部) (三池海上保安部) (唐津海上保安部 伊万里海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務又は業務（法第 21 条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、当該機関が作成する国民保護業務計画で定めた、その業務に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施することとされている。

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者・水道用水供給事業者・工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵政公社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

【県対策本部関係機関の連絡先】

名 称	担当部署	所 在 地	(T)電話 (F)FAX (E)e-mail
佐賀県知事 (県対策本部長)	統括本部 秘書課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号	T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp
副知事 (県対策副本部長)	統括本部 秘書課	同 上	T 0952-25-7007 F 0952-25-7288 E hisho@pref.saga.lg.jp
県教育長	県教育庁 企画・経営グループ	同 上	T 0952-25-7223 (25-7220) F 0952-25-7281 E kyouikuchou-g@pref.saga.lg.jp
佐賀県警察本部長	警備部 警備第二課	〒840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号	T 0952-24-1111 (内5784) F 0952-29-7709 E
統括本部長	消防防災課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号	T 0952-25-7027 (25-7030) F 0952-25-7262 E shouboubousai@pref.saga.lg.jp
危機管理・報道監	危機管理・広報課	同 上	T 0952-25-7008 F 0952-25-7289 E kiki-kouhou@pref.saga.lg.jp
くらし環境本部長	くらし環境本部 企画・経営グループ	同 上	T 0952-25-7244 (25-7070) F 0952-25-7338 E kurashikankyou-g@pref.saga.lg.jp
健康福祉本部長	健康福祉本部 企画・経営グループ	同 上	T 0952-25-7052 (25-7050) F 0952-25-7264 E kenkoufukushi-g@pref.saga.lg.jp
農林水産商工本部長	農林水産商工本部 企画・経営グループ	同 上	T 0952-25-7251 (25-7090) F 0952-25-7290 E nousuishou-g@pref.saga.lg.jp
生産振興部長	農林水産商工本部 企画・経営グループ	同 上	T 0952-25-7110 F 0952-25-7290 E nousuishou-g@pref.saga.lg.jp
県土づくり本部長	県土づくり本部 企画・経営グループ	同 上	T 0952-25-7258 (25-7150) F 0952-25-7275 E kendozukuri-g@pref.saga.lg.jp
交通政策部長	県土づくり本部 企画・経営グループ	同 上	T 0952-25-7140 F 0952-25-7275 E kendozukuri-g@pref.saga.lg.jp
経営支援本部長	経営支援本部 企画・経営グループ	同 上	T 0952-25-7217 (25-7000) F 0952-25-7292 E keieishien-g@pref.saga.lg.jp

【指定地方公共機関】

名 称	担当部署	所在地	電話/FAX
社団法人佐賀県医師会	地域医療課	佐賀市新中町 2 - 1 5	(0 9 5 2) 3 3 - 1 4 1 4 (0 9 5 2) 3 3 - 0 1 0 2
社団法人佐賀県看護協会	事務局	佐賀市天神 1 - 4 - 1 5	(0 9 5 2) 2 3 - 4 3 5 5 (0 9 5 2) 2 4 - 5 4 6 1
佐賀県道路公社	事務局	佐賀市内 1 - 6 - 5	(0 9 5 2) 2 5 - 2 0 5 0 (0 9 5 2) 2 9 - 9 0 9 2
社団法人佐賀県バス・タクシー協会	事務局	佐賀市若楠 2 - 7 - 2	(0 9 5 2) 3 1 - 2 3 4 1 (0 9 5 2) 3 1 - 2 3 4 2
社団法人佐賀県トラック協会	事務局	佐賀市高木瀬西 3 - 1 - 2 0	(0 9 5 2) 3 0 - 3 4 5 6 (0 9 5 2) 3 1 - 6 4 4 1
松浦鉄道株式会社	総務部	長崎県佐世保市白南風町 1 - 1 0	(0 9 5 6) 2 5 - 3 9 0 0 (0 9 5 6) 2 2 - 8 5 7 2
佐賀ガス株式会社	管理部総務課	佐賀市兵庫町藤木 9 2 2	(0 9 5 2) 3 6 - 8 5 0 8 (0 9 5 2) 3 3 - 3 2 9 6
唐津瓦斯株式会社	総務一課	唐津市神田 2 3 2 9	(0 9 5 5) 7 2 - 3 1 2 1 (0 9 5 5) 7 4 - 3 1 4 4
鳥栖ガス株式会社	総務部総務課	鳥栖市藤木町若桜 2 4 6 5	(0 9 4 2) 8 2 - 4 7 8 8 (0 9 4 2) 8 5 - 2 5 0 4
伊万里ガス株式会社	営業部	伊万里市二里町大里 甲 2 2 5 0	(0 9 5 5) 2 3 - 4 1 9 1 (0 9 5 5) 2 2 - 5 6 1 1
筑紫ガス株式会社	総務グループ	福岡県筑紫野市紫 2 - 1 2 - 1 0	(0 9 2) 9 2 3 - 3 1 1 4 (0 9 2) 9 2 3 - 2 7 4 9
社団法人佐賀県エルピーガス協会	事務局	佐賀市駅前中央 1 - 7 - 1 8	(0 9 5 2) 2 2 - 5 5 1 6 (0 9 5 2) 2 2 - 5 5 1 7
株式会社サガテレビ	報道制作部	佐賀市内 1 - 6 - 1 0	(0 9 5 2) 2 5 - 9 0 7 1 (0 9 5 2) 2 3 - 9 1 2 2
長崎放送株式会社佐賀放送局	放送部	佐賀市本庄町 1 2 4 9	(0 9 5 2) 2 2 - 1 4 6 0 (0 9 5 2) 2 3 - 4 0 4 5
株式会社エフエム佐賀	放送部	佐賀市本庄町袋 2 8 6 - 5	(0 9 5 2) 2 5 - 7 7 9 0 (0 9 5 2) 2 9 - 7 2 0 0

【報道機関等】

名 称	電 話	F A X	所在地
株式会社テレビ九州	0954-20-2509	(FAX) 0954-20-2519	嬉野町大字下野甲 7 1 6 - 2 1
藤津ケーブルテレビジョン	0954-66-2657	(FAX) 0954-66-5702	塩田町大字馬場下甲 1 8 1 7
読売新聞社 武雄通信部	0954-22-2592	(FAX) 0954-22-2608	武雄市武雄町大字永島 14663-6
朝日新聞社 武雄支局	0954-22-2358	(FAX) 0954-22-4140	武雄市武雄町大字昭和 2 8 - 9
西日本新聞社 鹿島支局	0954-62-2722	(FAX) 0954-62-2729	鹿島市大字森 2 6 - 1 0
佐賀新聞社 武雄支局	0954-22-2352	(FAX) 0954-23-5329	武雄市武雄町大字武雄 5014-1
毎日新聞社 佐賀支局	0952-23-8108	(FAX) 0952-26-1284	佐賀市大財 1 丁目 7 - 1 1
日本経済新聞社 佐賀支部	0952-23-4597	(FAX) 0952-29-6538	佐賀市与賀町 1 - 1 9

【自衛隊】

部隊等の長 (窓口)	〒	所在地	電話	内線	当直内線
西部方面総監 (防衛部防衛課)	862-8710	熊本市東町1-1-1	(096)368-5111	2256	2391
第4師団第4特科連隊長 (第2大隊)	839-8504	久留米市国分町100	(0942)43-5391	605,423,422	
佐世保地方総監 (防衛部第3幕僚室)	857-0056	佐世保市平瀬町18番地	(0956)23-7111	3225	3222
西部航空方面隊司令官 (防衛部運用課)	816-0804	春日市原町3-1-1	(092)581-4031	2334	2850
佐賀地方協力本部長 (総務課広報班)	840-0047	佐賀市与賀町2-18	(0952)24-2291		

【警察・消防機関】

名称	担当部署	所在地	電話/FAX
九州管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	福岡市博多区東公園7番7号	(092)622-5000 (内5515) (092)641-8314
佐賀県警察本部	警備第二課	佐賀市松原1丁目1番16号	(0952)24-1111
鹿島警察署	警備課	鹿島市大字中村1993番地1	(0954)63-1111 (0954)63-1131
嬉野幹部派出所	地域第二課	嬉野市嬉野町大字下宿甲4153番地2	(0954)43-0110
杵藤地区広域市町村 圏組合消防本部	総務課	武雄市武雄町大字昭和846番地	(0954)23-0119
嬉野消防署	総務課	嬉野市嬉野町大字下宿乙1298番地	(0954)43-2119
鹿島消防署	総務課	鹿島市大字中村1575番地	(0954)63-1119
武雄消防署	総務課	武雄市武雄町大字武雄5959番地2	(0954)23-2151

【国・県・市機関】

名称	担当部署	所在地	電話/FAX
国土交通省	国道事務所武雄維持出張所	武雄市武雄町大字武雄82番地	(0954)23-3206 (0954)23-1697
鹿島土木事務所	総務課	鹿島市大字高津原3400番地	(0954)63-3221 (0954)62-5158
鹿島農林事務所	総務課	"	(0954)63-5111 (0954)62-5159
杵藤保健福祉事務所	企画経営課	武雄市武雄町大字昭和265番地	(0954)22-2103 (0954)22-4573
鹿島市役所	総務課	鹿島市大字納富分2643番地1	(0954)63-2113 (0954)63-2129
武雄市役所	総務課	武雄市武雄町大字昭和1番1号	(0954)23-9315 (0954)23-3816

【その他関係機関等】

名称	担当部署	所在地	電話/FAX
嬉野市市議会	議会事務局	嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地	(0954)66-9111
九州電力株式会社 武雄営業所	計画グループ	武雄市武雄町大字昭和776番地	(0120)986-304
NTT ドコモ九州佐賀支店	総務担当	佐賀市駅前中央1丁目8番32号	(0952)25-1606
NTT 西日本佐賀支店	企画担当	佐賀市駅前中央1丁目8番32号	(0952)25-8230
国立病院機構嬉野医療センター	管理課	嬉野町大字下宿丙2436番地	(0954)43-1120
鹿島藤津地区医師会	代表 谷口医院	嬉野市塩田町大字谷所甲2637番地	(0954)66-3568
嬉野郵便局	総務係	嬉野市嬉野町大字下宿乙2202番地13	(0954)42-1050
塩田郵便局	総務係	嬉野市塩田町大字馬場下甲2048番地2	(0954)66-2042
藤津ケーブルテレビジョン株式会社	総務担当	嬉野市塩田町大字馬場下甲1817番地	(0954)66-2657
テレビ九州株式会社	総務担当	嬉野市嬉野町大字下野甲716番地21 佐賀第2合同庁舎	(0954)20-2580 (0954)20-2550
嬉野市社会福祉協議会 (嬉野支所)	総務担当	嬉野市嬉野町大字下宿丙2390番地2	(0954)42-2020 (0954)42-2011
嬉野市社会福祉協議会 (塩田支所)	総務担当	嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地	(0954)66-9131 (0954)66-9132
嬉野町商工会	総務担当	嬉野市嬉野町大字下宿乙552番地	(0954)43-1236 (0954)43-2519

第4章 嬉野市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

嬉野市は、佐賀県の西南部に位置し、北及び北東一帯は、阿蘇火山脈の最北にあたる多良山系が連立しており、北は武雄市、北東に白石町、南東に鹿島市、西は長崎県に隣接している。嬉野町は、嬉野、吉田両盆地を抱く山溪丘陵地帯ではあるが、比較的緩傾斜地が多く、山林地帯においてはその大部分が針葉樹を主として植栽がなされており、また、特産物である茶の栽培も盛んに行われ、平野部は豊沃で水田に適している。さらに多良岳火山の余勢によるとみられる良質で高温の温泉資源を有し、平野部の嬉野川を中心に市街地を形成している。塩田町は、県境虚空蔵山系に源を発する塩田川を有し、塩田町西部から中央部を東に貫流し、有明海にそそぎ、この支流に入江川、八幡川、小田志川、鍋野川等がある。また、鹿島市琴路岳に水源を発する鹿島川は、塩田町の南、南西部から東に流れ、有明海にそそいでいる。両河川とも流域に農業集落を形成している。面積は、12,651[㍉]である。

(2) 気候

嬉野市においては、年間を通じ寒暖の差は比較的少なく、年間の平均気温は15前後で温和な気候である。降水量については、山間部が多い影響で、平均で2,300mmであるが、梅雨、台風襲来期である6月から9月頃には、一日の降雨量が100mm以上に達することがある。特に塩田川は、干潮河川であるため、増水時と有明海の満潮との接合時が最も危険である。降霜は、10月頃より見られ、晩霜は4月中頃までである。

(3) 人口分布

人口は、平成18年11月30日現在、

30,062人(男14,047人、女16,015人) 世帯数9,854世帯

国勢調査 人口30,392人(男13,935人、女16,457人)

である。

年齢構成については、65歳以上の高齢者の割合が人口の約25%を超えており、加えて、今後「団塊の世代」と呼ばれる第一次ベビーブーム世代が60歳を迎えており、更に高齢化が進行すると考えられる。このような高齢化の進行は生産性の低下や労働慣行の変化、社会負担の増加など、経済、社会の諸制度に大きな影響を与えることが予想される。また、近年の少子化の影響により14歳以下の年少人口は減少を続けている。そのことにより、人口に占める割合も約15%に低下しており、地域の活力が損なわれていくことを懸念される。

(4) 道路の位置等

幹線道路である国道34号が、佐賀県内を東西に貫いており、高速道路網と同じく、鳥栖市で国道3号線から分岐し、佐賀市を經由して武雄市から嬉野市を通過し長崎県大村市へ抜けている。また、鹿島市から武雄市、伊万里市を經由し長崎県佐世保市を結ぶ国道498号が市内を通過している。市内の道路は両国道を中心として構成され、計画的に整備されているものの、近年の交通量増加により市内の各所で交通混雑が生じ、市民生活に影響が及んでおり、改良、拡幅の必要がある。県道も改良は順次なされているが、歩道等交通安全施設の整備を推進し、道路の機能と安全性の向上を図る必要がある。



(5) 自衛隊施設等

本市には、陸上自衛隊大村駐屯地業務隊大野原演習場（代表地番は長崎県東彼杵郡無番地）の一部がかかっている。

なお、本市における自然災害等の出動要請は、福岡県久留米市の陸上自衛隊久留米駐屯地に配備されている第4師団第4特科連隊が担任している。

(6) ダム

佐賀県の地勢的特徴として、県土が狭く、山塊も比較的低く高原状の広がりを持っており、ダムを設置する適地が少ないため、洪水調節機能を有するダムは14箇所と少ない。嬉野市には、岩屋川内ダム（嬉野町大字岩屋川内乙4487番地33）と横竹ダム（嬉野町大字吉田乙4997番地）の2箇所がある。

(7) その他

嬉野市の人口30,062人(嬉野市住民基本台帳・平成18年11月30日現在)のうち、65歳以上が7525人で約25%を超えている。

これらのうち、災害時要援護者に該当するものについては、避難などの際に特に配慮が必要である。

嬉野市は、温泉等様々な観光資源に恵まれており、観光客が滞在する施設も多く、これらの観光客は一般に市内の地理に不案内であることや、安否情報の把握が困難など特に配慮する必要があり、これらの観光客の保護についても責任を有することから、各施設においてもその点を十分に配慮し安全安心な観光地を目指す必要がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

(1) 基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

類型	特徴	留意点
着上陸侵攻	影響	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能 ・戦闘が予想される地域から先行して避難させることが必要 ・広域避難が必要 ・広範囲にわたる武力攻撃災害、武力攻撃終結後の復旧が重要な課題
	攻撃手法	
	被害	
ゲリラや特殊部隊による攻撃	影響	<ul style="list-style-type: none"> ・危害が住民に及ぶおそれがある地域では、市町村(消防機関を含む。)と県、県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携して対応 ・武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内一時避難、その後、関係機関による安全措置の実施と適当な避難地への移動等 ・事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避指示又は警戒区域設定など時宜に応じた措置の実施が必要
	攻撃手法	
	被害	
弾道ミサイル攻撃	影響	<ul style="list-style-type: none"> ・発射後短時間で着弾することが予想され、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要 ・屋内への避難や消火活動が中心
	攻撃手法	
	被害	
航空攻撃	影響	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃目標の早期判定は困難 ・攻撃目標地を限定せずに屋内避難等の避難措置を広範囲に指示 ・生活関連等施設に対する攻撃の場合、被害拡大のおそれがあるため、生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置が必要
	攻撃手法	
	被害	

用語解説

NBC弾頭(兵器)...核(N)、生物剤(B)、化学剤(C)を使用する兵器の総称で、爆弾等の弾頭にそれぞれを使用したもの
 ダーティボム(「汚い爆弾」)...爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べその威力は小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。

(2) 基本指針においては、特別な対処が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）に関し、以下のとおりその特徴を示している。

攻撃区分	被害の特徴		対応方法等	
核兵器等	一般的特徴	<ul style="list-style-type: none"> 核攻撃発生当初は、核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線による被害が発生 その後は、放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線による被害が発生 	対応方法	<ul style="list-style-type: none"> 汚染地域への立入制限の確実な実施 避難誘導や医療にあたる要員の適切な被ばく管理 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療の実施
	被害様相	<ul style="list-style-type: none"> 核爆発による熱線、爆風及び初期放射線により、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害が短時間に到来 核爆発に伴う初期核放射線及び爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散・降下した灰から、残留放射線として長期に被害発生 		避難等
	被害範囲	<ul style="list-style-type: none"> 核爆発による熱線、爆風及び初期放射線並びに初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する残留放射線により、爆心地周辺で被害発生 爆発時に生じた灰(放射性降下物)は、爆心地周辺から降下し始め、逐次風下方向に拡散・降下して被害範囲を拡大 		
生物兵器	一般的特徴	<ul style="list-style-type: none"> 人に知られることなく散布することが可能 発症するまでの潜伏期間に感染者が移動などにより、散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性有 	対応方法	厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、 <ul style="list-style-type: none"> 感染源及び汚染地域を特定 感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止の実施
	被害様相	使用される生物剤によって相違		避難等
	被害範囲	<ul style="list-style-type: none"> ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等の使用される生物剤の特性により被害の範囲が相違 ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合、二次感染により被害の拡大の可能性有 		
化学兵器	一般的特徴	<ul style="list-style-type: none"> 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散 空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように拡散 	対応方法	<ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体等関係機関が連携して実施 原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測の適切な実施 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を除去 汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療の実施
	被害様相	特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって相違		避難等
	被害範囲	地形、気象等により被害範囲が変化		

用語解説

中性子誘導放射能...物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能
 外部被ばく...大気中に存在する放射性降下物や、皮膚に付着した放射性物質などによる、人体外からの被ばく
 内部被ばく...放射性物質の吸引や、放射性物質によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる、人体内部からの被ばく

残留放射線...外部被ばくや内部被ばくにより、放射線障害を引き起こすおそれがある放射線

ダーティボム...爆薬と放射性物質を組み合わせた兵器で、比較的小型なためテロ等での使用が考えられる。爆薬による爆発被害と放射能被害をもたらす。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

分類		事態例	被害概要
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく
		石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が発生
		危険物積載船への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が発生
		ダム破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・下流に及ぼす被害は多大
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> ・爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大
		列車等の爆破	
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダークボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> ・ダークボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等 ・ダークボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガン発症の可能性有 ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様
		炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	<ul style="list-style-type: none"> ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様 ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似
		市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地对する毒素等の混入	<ul style="list-style-type: none"> ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	<ul style="list-style-type: none"> ・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさは変化 ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害の可能性有
		弾道ミサイル等の飛来	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生 ・建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が発生

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部課等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課等における平素の業務（法第41条）

市の各部課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部課等における平素の業務】

部局名	平素の業務
総務部 (総務課)	<ul style="list-style-type: none">・市国民保護措置の総括・市国民保護対策本部の設置・運営・市内における国民保護措置の総合調整・国、県、他の市町及び指定（地方）公共機関との連絡調整に関する事・避難実施要領の策定に関する事・避難施設の指定に関する事・警報、避難の指示等・情報の収集、伝達体制及び伝達手段の整備に関する事・物資及び資材の備蓄・訓練等に関する事・特殊標章等の交付等に関する事・国民保護協議会の運営に関する事・国民保護に係る啓発に関する事
総務部 (財政課)	<ul style="list-style-type: none">・運送の計画、手配、運営（避難住民）・市の所有に属する財産、車両等の管理等・市役所仮庁舎・現地対策本部の設置・移転等・物品の調達
企画部 (企画課)	<ul style="list-style-type: none">・広報体制の整備に関する事・写真等による情報の記録・収集等
企画部 (地域振興課)	<ul style="list-style-type: none">・自治会・自主防犯組織の連絡調整・支援・その他の課の事務に属さない事

市民生活部 (市民税務課・保健環境課)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営体制の整備に関する事 ・廃棄物処理に関する事 ・医療救護の措置支援に関する事 ・感染症の予防、対策に関する事 ・安否情報の収集体制の整備に関する事 ・死体の処理並びに埋葬及び火葬に関する事 ・感染症の予防及び防疫に関する事 ・被災者の健康管理に関する事 ・医薬品、生活必需品並びに食料の備蓄及び供給体制の整備に関する事
福祉事務所 (福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営体制の整備に関する事 ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・ボランティア活動に関する事 ・乳幼児等の保護に関する事 ・保育所園児の保護に関する事
産業振興部 (農林課) 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 ・農林業に関する事 ・食品の給与、確保 ・農業の状況確認等
産業振興部 (商工観光課)	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業に関する事 ・観光業、観光客の保護に関する事 ・外国人の保護に関する事 ・生活必需品の給与、確保等
まち整備部 (建設課)	<ul style="list-style-type: none"> ・市管理の道路及び河川管理施設の防災対策に関する事 ・応急仮設住宅の建設資材の調達及び供給体制の整備に関する事 ・復旧に関する事 ・道路の状況確認等 ・市街地の状況把握等 ・危険箇所、支障となる工作物の除去及び土木資機材、特殊車両等の手配
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策関係物品の調達及び出納に関する事
社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の確保、開設、運営に対する事 ・文化財の保護に関する事 ・文教施設等の状況把握、対策に関する事
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営体制の整備に関する事 ・公立学校等への情報伝達体制の整備に関する事 ・児童生徒等の保護に関する事 ・文教施設等の状況把握、対策に関する事
下水道、水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の供給体制の整備に関する事 ・下水道に関する事 ・ライフラインの確保に関する連絡調整等

議会事務局	・市議会に関すること
消防団	・避難住民の誘導 ・高齢者、障害者、乳幼児者等の避難の補助 ・消火及び武力攻撃災害の防除、軽減 ・住民への情報伝達及び市内情報の収集 ・避難住民等の救援の補助

2 市職員の参集基準等 (法第41条)

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

【勤務時間外（夜間、休日等）時の連絡体制】

区 分	内 容
配 置	常駐警備員(必要に応じ国民保護担当職員を増員)
業 務	1 国民保護担当職員等に対する連絡 2 特に総務部長が指示する業務 3 県及び消防機関等からの受令確認等
優 先 連 絡 順 位	1 総務部長 市長、助役、教育長、総合支所長(嬉野総合支所) 2 国民保護担当職員(総務課長等) 3 総務部長から指示を受けた職員

【勤務時間内の連絡体制】

区 分	方 法	連 絡 先
総務部長(課長)	口頭又は携帯電話等	市長、助役、教育長、総合支所長
国民保護担当職員	庁内放送等	各 課
	有 線	嬉野総合支所

(3) 幹部職員等への連絡手段の確保及び連絡方法

市の幹部職員等は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保するものとする。

また、休日・夜間等における連絡は、常駐警備員から携帯電話により連絡を行うこととし、勤務時間内においては固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

(4) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態等の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長等の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長等の代替職員】

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
市 長	助 役	総務部長	企画部長
助 役	総務部長	企画部長	市民生活部長
総務部長	企画部長	市民生活部長	福祉部長

市の体制及び職員の参集基準については、以下のとおりである。

【市の体制及び職員の参集基準等】

組織体制	設置基準（基準）	参集基準及び内容等
ア 緊急事態情報連絡室 （第1配備）	<p>(ア) 武力攻撃予測事態に関する情報があったとき。</p> <p>(イ) 県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合で、総務部長が設置の必要があると認めたととき。</p>	<p>(ア) 総務部長、総務課長及び事態の状況に応じ、総務部長が必要と認める部課長で構成し、参集すべき職員は国民保護担当職員とする。</p> <p>(イ) 関係各部課等においては、武力攻撃情報等についての情報収集、その他必要な措置を行う。</p> <p>(ウ) 関係各部課等において、緊急事態警戒本部（第2配備）に移行する準備を行う。</p>
イ 緊急事態警戒本部 （第2配備）	<p>(ア) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>(イ) その他、総務部長が設置の必要があると認めたととき。</p>	<p>(ア) 原則として、市国民保護対策本部の本部員で構成し、参集すべき職員は、本部員がそれぞれの所属職員の中から指名する。</p> <p>(イ) 関係各部課等においては、国民保護措置に従事できる体制をとるとともに、武力攻撃情報等についての情報収集、その他必要な措置を行う。</p> <p>(ウ) 関係各部課等において、緊急事態対策本部（第3配備）に移行する準備を行う。</p>
ウ 緊急事態対策本部 （第3配備）	<p>(ア) 県内で多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生したとき。</p> <p>(イ) その他、市長が設置の必要があると認めたととき。</p>	<p>(ア) 市国民保護対策本部で構成し、本部要員として参集すべき職員は、全ての課長及び課長がそれぞれの所属職員の中から指名する。</p> <p>(イ) 各部課等においては、国民保護措置に従事できる体制をとる。</p>
エ 国民保護対策本部 （第4配備）	<p>国の事態認定後、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき旨の通知を受けたとき。</p>	<p>(ア) 全ての職員が、国民保護措置に従事する。</p>

(6) 職員の服務基準

市は、(4)の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

【参集した職員的主要な所掌事務】

体制	所掌事務
ア 緊急事態情報連絡室	・ 県及び関係機関からの情報収集 ・ 県及び関係機関への情報提供、連絡 ・ 室長が指示する事項等
イ 緊急事態警戒本部	・ 上記の所掌事務等
ウ 緊急事態対策本部	・ 市域にかかる被害予防及び応急対策の実施 ・ 広域応援に関する事項等
エ 国民保護対策本部	・ 市国民保護対策本部の所掌事務

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

交代要員の確保その他職員の配置

食料、燃料等の備蓄

自家発電設備の確保

仮眠設備等の確保等

3 消防機関との連携

(1) 消防本部及び消防署との連携

市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等 (法第6条)

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

区 分		担当課
失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	財 政 課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	財 政 課
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	市民税務課
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・第5項)	財 政 課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	財 政 課
	不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	総 務 課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災（嬉野市地域防災計画等）のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災（嬉野市地域防災計画等）のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等（法第3条第4項）

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議（法第35条第5項）

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等に

より、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握（法第3条第4項）

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会、公的医療機関等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等（法第147条）

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援（法第4条第3項）

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援（法第4条第3項）

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体等との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備（法第8条）

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 	

(3) 情報の共有（法第3条第4項）

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備（法第9条第1項、法第47条）

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解

が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者に対する伝達については、内閣府が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月改訂版)を参考に情報伝達体制を整備し、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、障害者団体、社会福祉協議会、国際交流協会、ボランティア等と連携しながら、それぞれの障害等の状況に応じ、迅速かつ的確に情報を伝達できるよう配慮するものとする。その際、民生委員、障害者団体や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

【全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備について】

国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム(J-ALERT)の開発・整備を検討しており、平成17年度においては、全国31団体において実証実験を実施している。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集合住宅等に対する警報の伝達のための準備(法第48条)

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保(法第4条)

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくするような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式（法第94条第1項）

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

安否情報省令様式第1号及び第2号

1 避難住民（負傷した住民も同様） 氏名 フリガナ 出生の年月日（元号表記により記入） 男女の別 住所（郵便番号を含む） 国籍 ～のほか、個人を識別するための情報 負傷（疾病）の該当 負傷又は疾病の状況 現在の居所 連絡先その他必要情報 親族・同居者から照会があった場合、～の回答を希望するか否か（希望しない場合のみ記入） 知人からの照会があった場合、～の回答を希望するか否か（希望しない場合のみ記入） からを親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについての同意 （同意する・同意しないのいずれかを選択して記入）
2 死亡した住民 （上記～に加えて） 死亡の日時、場所及び状況 遺体が安置されている場所 連絡先その他必要情報 上記を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意 （同意する・同意しないのいずれかを選択して記入）

(2) 安否情報収集のための体制整備（法第94条第1項）

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修等を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握（法第94条第1項及び第3項）

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

【安否情報システムの整備について】

安否情報の収集、整理及び提供に関しては、国において、今後効率的なシステムを検討し、平成18年度にシステムの開発及び平成19年度より運用する予定となっており、それに併せて都道府県及び市町村における対応等を検討することとしている。このため、現段階では既存の手段における安否情報の収集に係る対応を記述するものとする。

4 被災情報の収集、整理及び報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備（法第126条第1項、法第127条第1項）

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報の報告（法第126条第1項、法第127条第1項）

市は、被災情報の報告を所定の様式（次頁様式参照）において、速やかに、県に報告する。

(3) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
市（町村）

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
 - (1) 発生日時 平成 年 月 日
 - (2) 発生場所 市 町 A 丁目 B 番 C 号（北緯 度、東経 度）
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

第 5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治修習所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等（パソコンやコンピューターネットワーク等を利用して行う教育システム）など多様な方法により危機管理に関する研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、県警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練（法第42条第1項及び第3項）

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、可能な限り、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

住民の避難誘導訓練及び住民に対する救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

市は、県と連携し、学校、病院、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集（法第54条第1項）

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

住宅地図

（ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）

区域内の道路網のリスト

（ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト）

輸送力のリスト

（ バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）

（ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）

避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）

（ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）

備蓄物資、調達可能物資のリスト

（ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）

生活関連等施設等のリスト

（ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）

関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

（ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。）

町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧

（ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）

消防機関のリスト

（ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）

（ 消防機関の装備資機材のリスト）

災害時要援護者の避難支援プラン

【災害時要援護者の避難支援プランについて】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる災害時要援護者の避難支援プランを活用することが重要である（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）参照）。

避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。

災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、同意方式、手上げ方式、共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要援護者各個々人の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等（法第76条）

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（法第71条、法第79条）

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

輸送力に関する情報

保有車輛等(定期・路線バス等)の数、定員
本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

輸送施設に関する情報

道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

4 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

5 生活関連等施設の把握等 (法第 102 条)

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当本部又は部】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当本部又は部
第 27 条	1号	発電所、変電所	経済産業省	環境課（原子力安全対策室） 新産業課
	2号	ガス工作物	経済産業省	消防防災課
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	生活衛生課
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	(県内の該当施設なし)
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	情報・業務改革課
	6号	放送用無線設備	総務省	情報・業務改革課
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	港湾課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	空港・交通課
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	河川砂防課
第 28 条	1号	危険物	総務省消防庁	消防防災課
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	薬務課
	3号	火薬類	経済産業省	(県内の該当施設なし)
	4号	高压ガス	経済産業省	(県内の該当施設なし)
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	環境課（原子力安全対策室）
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	(県内の該当施設なし)
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	消防防災課
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	(県内の該当施設なし)
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	消防防災課
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	薬務課
	11号	毒性物質	経済産業省	(県内の該当施設なし)

6 避難実施要領のパターンの作成（法第3条第4項）

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係（法第142条、法第146条）

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について一備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

(3) 県との連携（法第144条）

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発 (法第43条)

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（法第43条）

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照にして普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

第1 国民保護対策本部設置前における初動体制

市は、職員や現場からの情報により負傷者や救助を要する者が発生した場合等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、被害の程度や段階に応じ、「緊急事態情報連絡室」（第1配備）、「緊急事態警戒本部」（第2配備）、「緊急事態対策本部」（第3配備）を設置して対処する。

1 緊急事態情報連絡室（第1配備）の設置

(1) 設置基準

緊急事態情報連絡室は、次の場合に設置する。

ア 武力攻撃予測事態に関する情報があったとき。

イ 県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合で、総務部長が設置の必要があると認めたとき。

(2) 設置場所

緊急事態情報連絡室は、原則として総務課内に設置する。

(3) 組織

緊急事態情報連絡室は、次の者で組織する。

- ・ 国民保護担当部課長（総務部長・総務課長）
- ・ 事態の状況に応じ、総務部長が情報収集や関係機関等との相互連絡が必要と認められた部課の長

緊急事態情報連絡室長は、総務部長をもって充てる。

(4) 所掌事務

緊急事態情報連絡室は、次の事務を掌る。

- ・ 武力攻撃等に関する情報収集、関係機関等との相互連絡及び調整
- ・ 市国民保護対策本部での各課の所掌事務に準じ、緊急事態情報連絡室長が指示する事項

(5) 配備要員

緊急事態情報連絡室の要員として、国民保護担当職員をもって充てる。

(6) 初動措置等

「緊急事態情報連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて、当該事案に係る情報収集に努め、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態情報連絡室を設置した旨について、県に速やかに連絡する。

2 緊急事態警戒本部（第2配備）の設置

(1) 設置基準

緊急事態警戒本部は、次の場合に設置する。

- ア 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがあるとき。
イ その他総務部長が設置の必要があると認めるとき。

(2) 設置場所

緊急事態警戒本部は、原則として総務課内に設置する。

(3) 組織

緊急事態警戒本部は、次の者で組織する。

- ・ 緊急事態警戒本部は、原則として市対策本部の本部員で組織する。
- ・ 緊急事態警戒本部長は、総務部長をもって充てる。

(4) 所掌事務

緊急事態警戒本部は、次の事務を掌る。

- ・ 事態に関する諸情勢等の連絡、関係機関等の所掌事務に応じた応急対策実施状況等の相互連絡及び調整
- ・ 市国民保護対策本部での各部課の所掌事務に準じ、緊急事態警戒本部長が指示する事項

(5) 配備要員

市国民保護対策本部の本部員が、それぞれの所属職員から指名する者を充てる。

(6) 初動措置等

「緊急事態警戒本部」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて、当該事案に係る情報収集に努め、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態情報連絡室（第1配備）から緊急事態警戒本部（第2配備）に移行した旨について、県に連絡する。

各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

3 緊急事態対策本部（第3配備）の設置

(1) 設置基準

緊急事態対策本部は、次の場合に設置する。

- | |
|---|
| <p>ア 県内で、多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生したとき。</p> <p>イ その他、市長が設置の必要があると認めたとき。</p> |
|---|

(2) 設置場所

緊急事態対策本部は、原則として総務課内に設置する。

(3) 組織

緊急事態対策本部は、次の者で組織する。

- ・ 緊急事態対策本部は、市対策本部の構成員で組織する。

緊急事態対策本部長は、市長をもって充てる。

(4) 所掌事務

緊急事態対策本部は、次の事務を掌る。

- ・ 市域にかかる被害予防及び応急対策の実施
- ・ 広域応援に関する事項
- ・ 武力攻撃事態等の認定後にあつては、事態の状況に応じた国民保護措置の実施や市国民保護対策本部の設置に関する事項
- ・ 市国民保護対策本部での各部課の所掌事務に準じ、緊急事態対策本部長が指示する事項

(5) 配備要員

緊急事態対策本部要員として、全ての課長及び課長がそれぞれの所属職員の中から指名する者を充てる。

(6) 緊急事態対策本部会議

緊急事態対策本部の設置が決定されたときは、直ちに、緊急事態対策本部会議を開催する。

ア 緊急事態対策本部会議の構成

緊急事態対策本部会議は、市長及び次の者をもって構成する。

- ・ 助 役
- ・ 教育長
- ・ 各部長及び総合支所長

なお、必要に応じ、関係各課長及び県警、自衛隊関係者等の会議への出席を求めるものとする。

イ 緊急事態対策本部会議の運営

緊急事態対策本部会議は、緊急事態対策本部の設置が決定されたときは、直ちに開催するほか、市長の判断により、必要に応じ開催する。

(7) 県等との連絡・調整

ア 市は、「緊急事態対策本部」を設置したときは、直ちに事案の発生について、県に連絡する。

イ 「緊急事態対策本部」は、県警察、消防、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努めるとともに、関係機関と緊密な連携を図る。

(8) 国民保護対策本部設置前における初動措置

「緊急事態対策本部」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて、当該事案に係る情報収集に努め、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等

の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態対策本部に移行した旨と事案の発生について、直ちに県へ連絡する。

各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

第2 国民保護対策本部への移行

「緊急事態情報連絡室」、「緊急事態警戒本部」、「緊急事態対策本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態情報連絡室」、「緊急事態警戒本部」、「緊急事態対策本部」は廃止する。

また、市対策本部の設置前に災害対策基本法等に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、総務部長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態情報連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

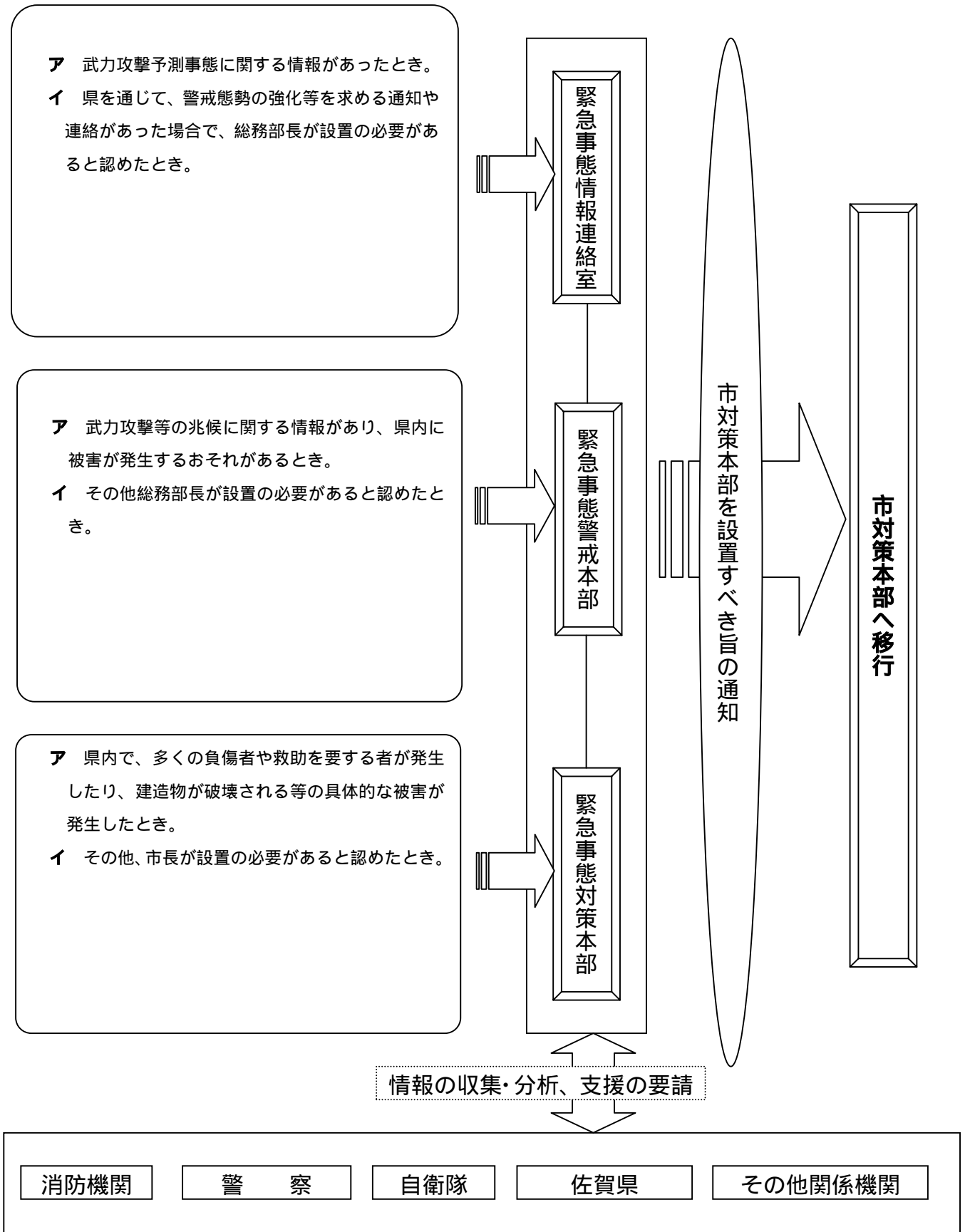
この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的

な体制を構築する。

【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

【市の初動体制】



第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

市対策本部を設置すべき市の指定の通知（法第25条第2項）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

市長による市対策本部の設置（法第27条第3項）

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

なお、事前に緊急事態対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

市対策本部の設置（開設）場所

対策本部の設置場所は、以下のとおり

区 分	設 置 場 所
通常の場合	市役所(本庁)総務課
市役所（本庁）が使用不能の場合	嬉野総合支所

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により上記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議することとなっている。

市長は、市対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の機関等に通知する。

通 知 先	方 法	担 当 課
市の機関	電話、口頭、ファクシミリ 庁内には庁内放送で周知	財 政 課
県、県対策本部	電話、メール、ファクシミリ 同報系防災行政無線等	総 務 課
自治会等		地域振興課
消防団		総 務 課
警察署		総 務 課
各関係機関、団体		各 所 管 課

市長は対策本部が廃止したときは、設置に準じてその旨を直ちに通知する。

交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 職員の参集配備

職員は、国民保護措置に従事するため、次により参集し、配備につく。

ア 勤務時間外においては、次のとおりとする。

(ア) 市対策本部設置に伴う登庁の指示を受けた場合又はその設置を知った場合で上司等との連絡がとれないときは、直ちに登庁するものとする。

(イ) 災害の規模などが確認できない場合で、甚大な被害をもたらす重大な事態だと自ら判断した場合は、自主的に、直ちに登庁するものとする。

イ 次の(ア)から(イ)に該当する場合は、それぞれに定めるとおりとする。

(ア) 居住地の周辺で大規模な被害が発生し、救助活動を行うため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁する。

(イ) 職員自身が重大な負傷等により、登庁できないときは、アの規定は適用しない。

(ウ) 職員の家族が被災し、被災者の避難や病院への収容等の必要な措置をとるため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁するものとする。

(エ) 遠隔地に出張する等により、直ちに登庁できないときは、できるだけ速やかな登庁に努めるものとする。

ただし、市対策本部員、課長、総務課職員等の防災担当職員にあっては、業務としての国民保護措置につくため、(ア)の規定は、適用しない。

ウ イの場合において、上司との連絡がとれるときは、その指示を受けるものとする。

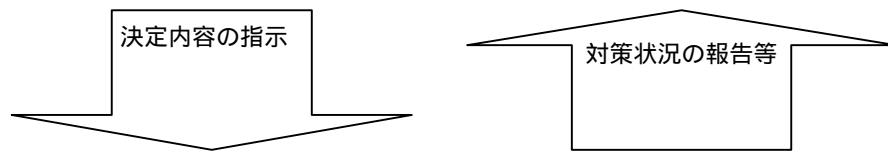
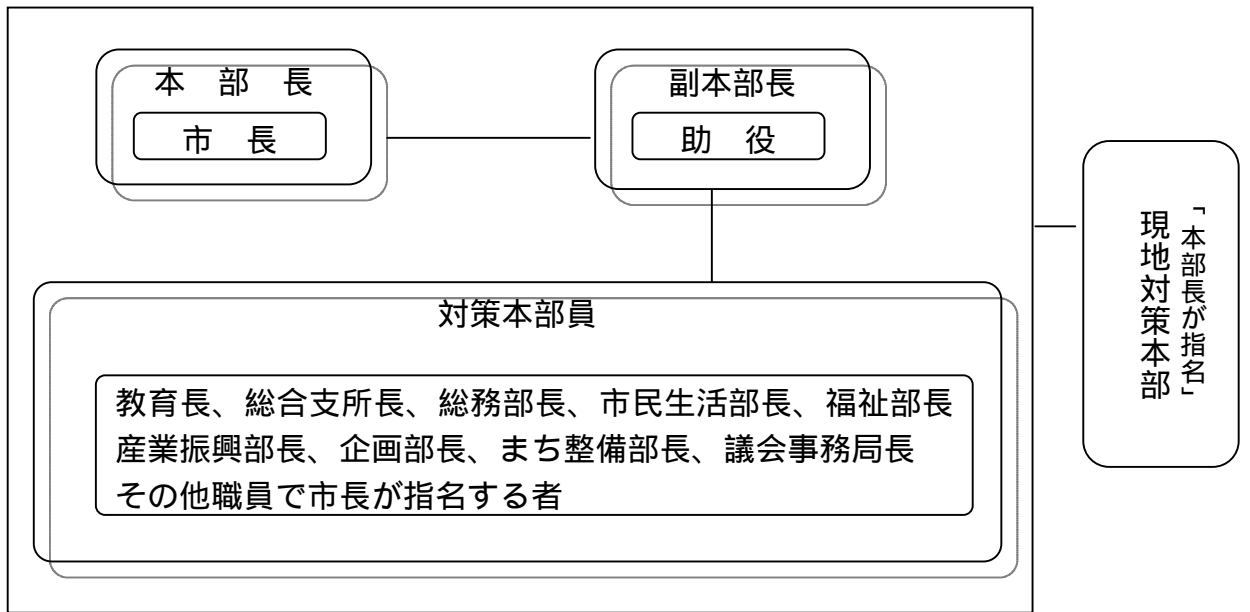
エ 参集場所の例外

職員は、参集に当たって、交通途絶により所定の場所に登庁できない場合は、その旨を上司等へ連絡し、指示を受けるものとする。

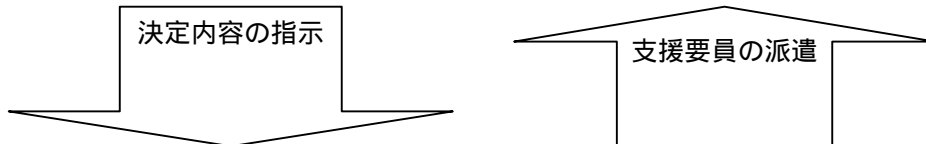
(4) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は次頁のとおりである。

【市対策本部の組織】



各対策班名	対策班長	対策副班長
総括・対策班	総務課長（本庁）	地域振興課長
情報・広報班	市民税務課長	企画課長
庶務班	財政課長（本庁）	会計課長



各課等	
総務課	財政課
企画課	地域振興課
市民税務課	保健環境課
福祉課	農林課
商工観光課	建設課
会計課	学校教育課
社会教育課	水道課
下水道課	議会事務局

本部長

- ア 本部長は対策本部の事務を総括し、対策本部員を指揮監督する。
- イ 市長不在等の非常時における、市長職務代理順位は下記のとおりである。

第1位 助 役
第2位 総務部長

副本部長

- ア 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故がある時はその職務を代理する。
- イ 副本部長の不在時等の非常時における職務代理順位は、市長職務代理順位に準ずる。

本部員

- ア 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- イ 本部員が不在などの非常の際においては、本部員の次級の先任者である市職員が代替職員となる。

対策班

- ア 対策班は、本部長の指示に基づき、以下の業務を実施する。

【市対策本部の補佐機能の編成】

各 班	機 能
統括・対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部会議の運営に関する事項 ・ 情報・広報班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・ 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 ・ 市が行う国民保護措置に関する調整 ・ 他の市町に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・ 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報・広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の情報に関する国、県、他の市町等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> 被災情報 避難や救援の実施状況 災害への対応状況 安否情報 その他統括・対策班等から収集を依頼された情報 ・ 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・ 通信回線や通信機器の確保 ・ 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 ・ 市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を実施するものとする(市対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

【市の各部課室における武力攻撃事態における業務】

部局名	武力攻撃事態における業務
総務部 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・市国民保護対策本部に関すること ・国、県、他の市町及び指定(地方)公共機関との連絡に関すること ・避難施設に関すること ・警報、避難の指示等 ・情報の収集に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること
総務部 (財政課)	<ul style="list-style-type: none"> ・運送の計画、手配に関すること ・市役所仮庁舎・現地対策本部の設置・移転に関すること ・物品の調達
企画部 (企画課)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報体制に関すること ・写真等による情報の記録・収集に関すること
企画部 (地域振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会・自主防犯組織の連絡調整・支援に関すること
市民生活部 (市民税務課・保健環境課)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営体制の整備に関すること ・廃棄物処理に関すること ・医療救護の措置支援に関すること ・感染症の予防、対策に関すること ・安否情報の収集に関すること ・被災者の健康管理に関すること ・医薬品、生活必需品並びに食料の備蓄及び供給体制に関すること
福祉事務所 (福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営体制に関すること ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・乳幼児等の保護に関すること ・保育所園児の保護に関すること
産業振興部 (農林課) 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病の予防及び防疫に関すること ・食品の給与、確保
産業振興部 (商工観光課)	<ul style="list-style-type: none"> ・観光業、観光客の保護に関すること ・外国人の保護に関すること ・生活必需品の給与、確保に関すること

まち整備部 (建設課)	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧に関すること ・道路の状況確認等 ・市街地の状況把握等 ・危険箇所、支障となる工作物の除去等
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策関係物品の調達及び出納に関すること
社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の確保、開設、運営に対すること
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校等への情報伝達に関すること ・児童生徒等の保護に関すること
下水道、水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の供給体制の整備に関すること ・ライフラインの確保に関する連絡調整等
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会に関すること
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民等の誘導、救援に関すること ・高齢者、障害者、乳幼児者等の避難に関すること ・消火及び武力攻撃災害の防除、軽減に関すること ・住民への情報伝達及び市内情報の収集に関すること

(5) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

広報責任者	企画部長
副広報責任者	企画課長

広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

留意事項

- ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

(6) 市現地対策本部の設置（法第 28 条第 8 項）

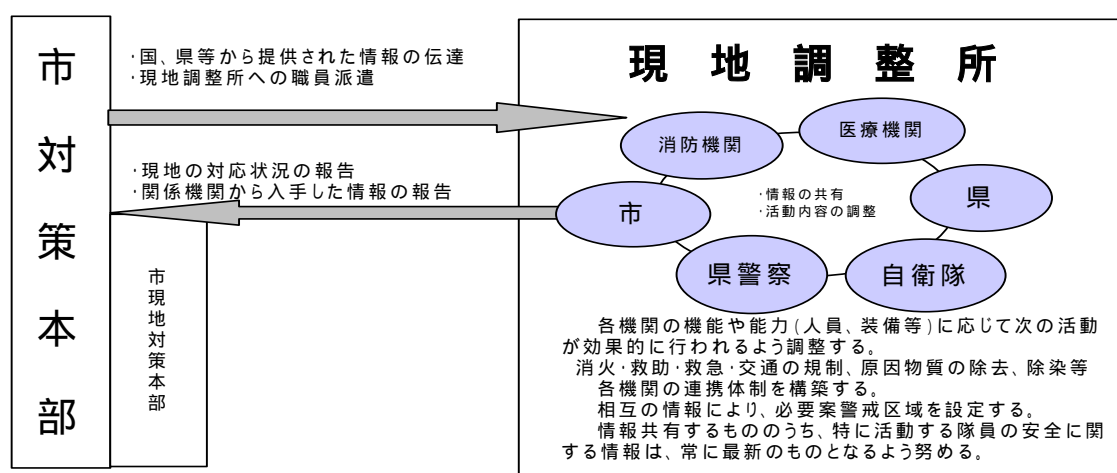
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置することとし、原則として当該公民館に設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(7) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



【現地調整所の性格について】

現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。

現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対応に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。(このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。)。

(注)現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

- (8) 市対策本部長の権限(法第 29 条第 1 項、第 3 項、第 4 項、8 項、9 項及び 10 項号)
 市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

市の区域内の国民保護措置に関する総合調整	市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。
県対策本部長に対する総合調整の要請	市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。 この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。
情報の提供の求め	市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め	市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。
市教育委員会に対する措置の実施の求め	市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。 この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(9) 市対策本部の廃止（法第30条）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携 (法第3条第4項)

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

(法第16条第4項)

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (法第 20 条第 1 項及び第 2 項)

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛庁長官に連絡する。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第 78 条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第 81 条))により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要求(法第 17 条第 1 項)

市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。

応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（法第 151 条第 1 項）

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法第 21 条第 2 項）

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援（法第 4 条第 3 項）

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等（法第 4 条第 3 項）

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に

確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請 (法第4条、法第115条、法第123条)

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

避難住民の誘導

避難住民等の救援

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達 (法第47条第1項)

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある国公私(消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。

【警報伝達方法等】

区分	伝達手段	伝達先	伝達担当課
	同報系防災行政無線 ケーブルテレビ 広報車等	住 民	総務課 企画課
	手段及び一斉メール	消防団員	総務課
	手段 ファクシミリ 有 線	学校関係(幼稚園・保育園を含む) 老人福祉施設・障害者施設関係 病院関係	教育委員会 福祉課 保健環境課
	手段	商工施設(ホテル等の観光客)	商工観光課

【警報の内容】(法第44条第2項)

ア 武力攻撃事態等の現状及び予測

(例:航空機又は船団の接近、相手国地上部隊の侵攻状況など警報を発令するに至った武力攻撃又は相手国の軍隊等の状況及び今後の予測等)

イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域(地域を特定することができない場合を除く。)

(例:地方公共団体の名称等)

ウ その他住民及び公私の団体に対し、周知させるべき事項

(例:地方公共団体等の指示に従って落ち着いて行動すること、テレビ・ラジオ等の情報収集手段の確保に努めること 等)

国の対策本部長が発令する警報は、可能な限り分かりやすく、簡潔な「文書」をもって発令されることとされている。

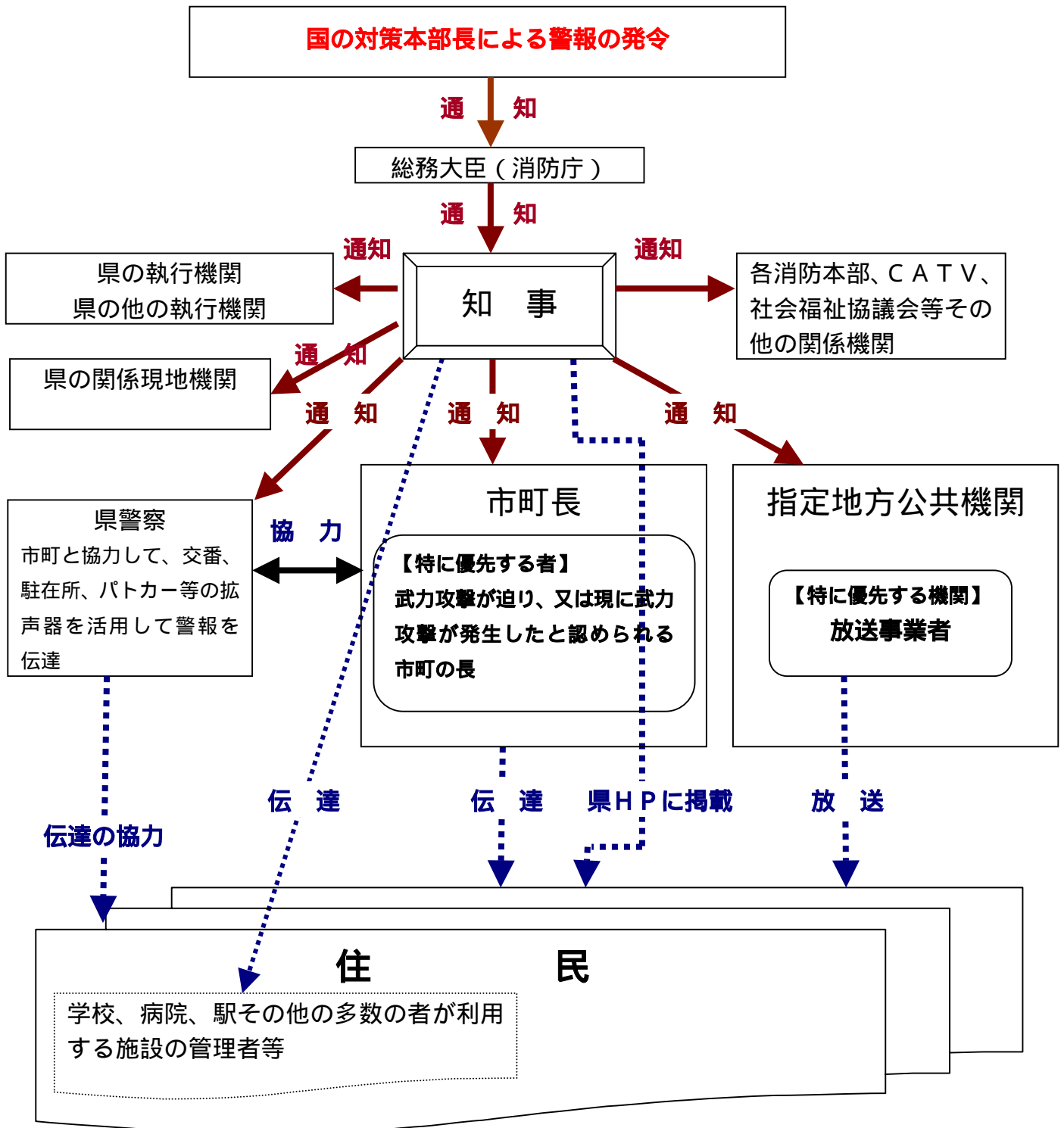
(2) 警報の内容の通知

市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、病院、保育園など)に対し、警報の内容を通知する。

市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ(<http://www.city.ureshino.lg.jp>)に警報の内容を掲載する。

関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、以下のとおりである。

【警報の通知・伝達経路】



2 警報の内容の伝達方法 (第 47 条第 2 項、法第 41 条、法第 9 条、法第 51 条第 2 項)

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段（同報系防災行政無線=サイレン吹鳴付き）に基づき、原則として以下の要領により行う。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線、ファクシミリやホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の幹部派出所、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、総務・福祉部、民生委員・児童委員等の連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

(1) 知事の緊急通報の発令(法第99条第1項)

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令することとされている。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行うこととされている。

【参考】国の対策本部長が発令する「警報」と知事が発令する「緊急通報」の相違点

区 分	警 報	緊急通報
発令者	国の対策本部長	知 事
発令の要件	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるとき	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認めるとき
対 象	武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域として、比較的広範囲の地域を対象とし、地域を特定せずに発令される場合もある。	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている限定された地域を対象

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とされている。

(2) 緊急通報を発令する場合の留意

知事は、緊急通報を発令する場合は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意することとされている。

(3) 緊急通報の内容（法第 99 条第 2 項）

緊急通報の内容は、次のとおりとされている。

武力攻撃災害の現状及び予測

（例：火災の発生状況や延焼の予測、ダムや堤防の状況、決壊した場合に予想される水流等）

その他住民及び公私の団体に対し、周知させるべき事項

（例：指示に従い落ち着いて行動すること、テレビ・ラジオ等の情報収集の確保に努めること等）

なお、緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとされている。

【緊急通報の内容の一例】

佐賀県 市の 海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な 2～3 人組が付近に潜んでいる模様

- ・ 海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ 海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、0952-24-02まで電話すること。

第 2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

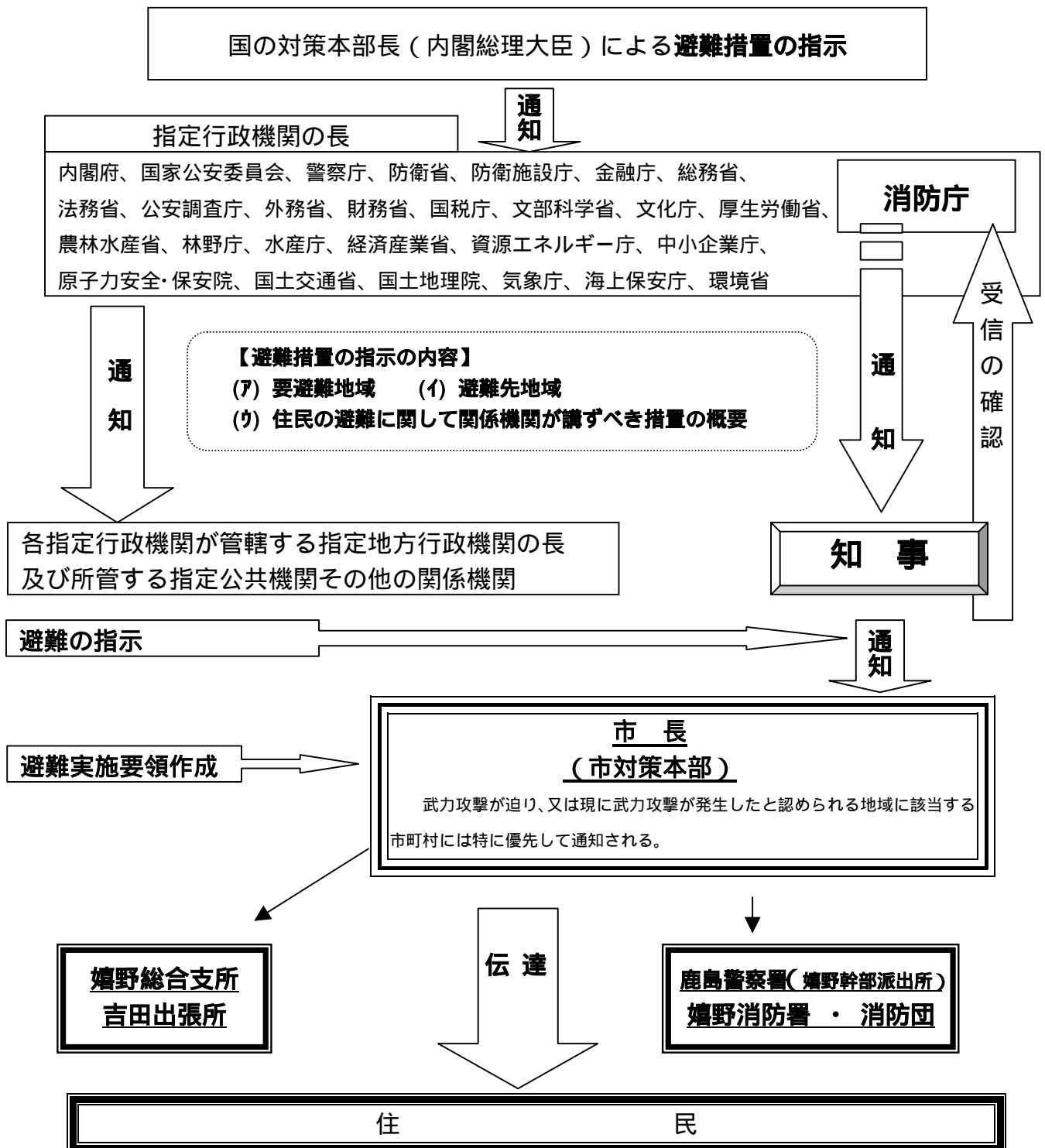
(1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の

能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

(2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

避難措置の指示、避難の指示の流れは以下のとおりである。

【関係機関への避難措置の指示、避難の指示の通知・伝達】



【避難措置の指示の内容】

ア 住民の避難が必要な地域 **【要避難地域】**

イ 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む） **【避難先地域】**

ウ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

例：避難に伴う物資や食料等の供給の支援、避難に伴う安否情報の収集、国の関係機関による措置等）

2 避難実施要領の策定（法第 61 条）

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- (1) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
（例：集合場所、集合時間、具体的な避難住民の運送手段や避難経路等）
- (2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
（例：職員の配置、職員間の連絡手段、関係機関との調整方法等）
- (3) その他避難の実施に関し必要な事項
（例：避難施設の名称・所在・連絡先等避難先地域の情報、携行品・服装等に関する注意事項、追加情報の伝達方法等）

【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

【避難実施要領の項目】

(1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

例： A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする。

(2) 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

例： 避難先： B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館

(3) 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

例： 集合場所： A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。
集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要援護者については自動車等の使用を可とする。

(4) 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

例： バスの発車時刻： 月 日 15:20、15:40、16:00

(5) 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

例： 集合に当たっては、高齢者、障害者等要避難援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。

(6) 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

例： 集合後は、 鉄道 線 AA 駅より、 月 日の 15 : 30 より 10 分間隔で運行する B 市 B1 駅行きの電車で避難を行う。B 市 B1 駅に到着後は、B 市及び A 市職員の誘導に従って、徒歩で B 市立 B1 高校体育館に避難する。

(7) 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

例： 避難誘導に当たっての職員の役割分担

- ・ 住民への周知要員
- ・ 難 誘 避 導 要 員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員 等

(8) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

例： 誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。

(9) 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

例： 避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。

(10) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

例： 避難誘導要員は、 月 日 18 : 00 に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

(11)避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

例： 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

(12)避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

例： 緊急連絡先：A市対策本部 TEL 0×-××52-××53)担当 田×夫

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（イメージ）

佐賀県 嬉野市長
月 日 時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、日 時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合

A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。その際、日 時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、バス会社の用意したバスにより、国道 号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合

A市A1地区の住民は、鉄道 線AA駅前広場に集合する。その際 日 時 分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道 号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、日 時 分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

船舶の場合

A市1地区の住民は、A市A港に、日時分を目途に集合する。その際、日時分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、日時分発B市B1港行きの、汽船が所有するフェリー号に乗船する。

・・・・以下略・・・・

(2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、日時分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員（部××課、課の職員、責任者：等）
- ・避難誘導要員（部××課、課の職員、責任者：等）
- ・市対策本部要員（部××課、課の職員、責任者：等）
- ・現地連絡要員（部××課、課の職員、責任者：等）
- ・避難所運営要員（部××課、課の職員、責任者：等）
- ・水、食料等支援要員（部××課、課の職員、責任者：等）等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 山 男

T E L 0×-52××-××51（内線××××）、F A X 0×-52××-××52

・・・・以下略・・・・

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

避難住民の概数把握

誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

輸送手段の確保の調整(輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)

避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)

自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

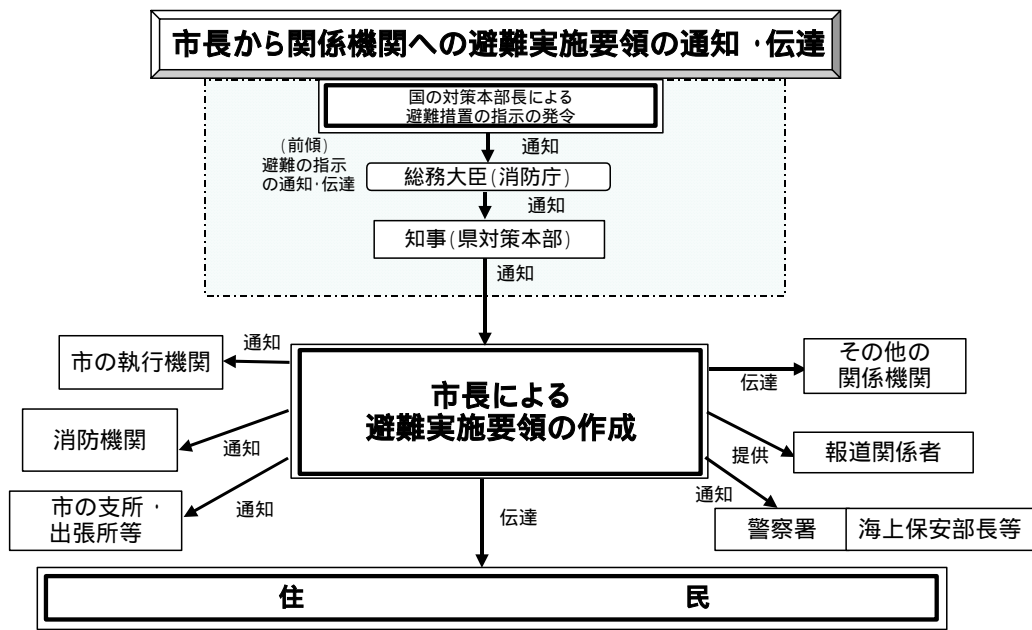
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国の対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防署長、消防団長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時

要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混

雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、原則として県対策本部長による総合調整の結果を踏まえて、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

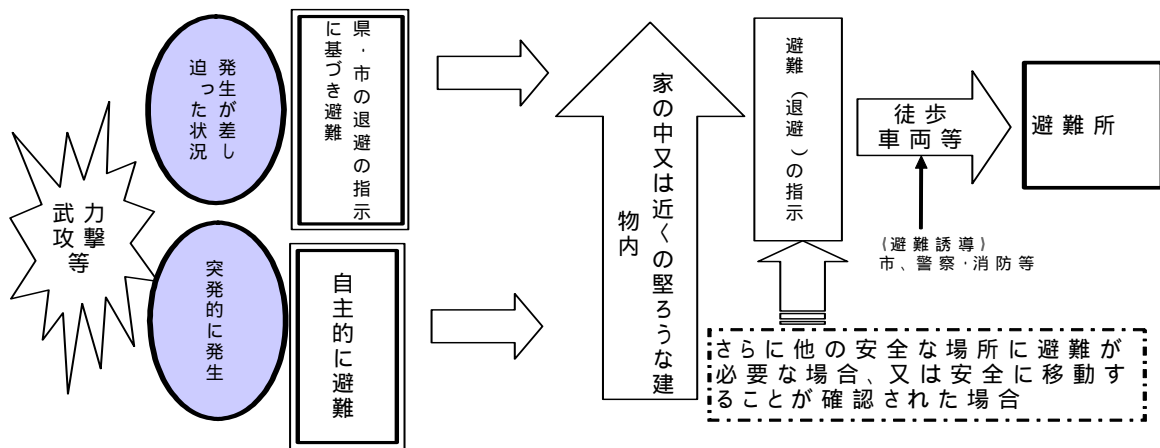
(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 想定される避難の形態等

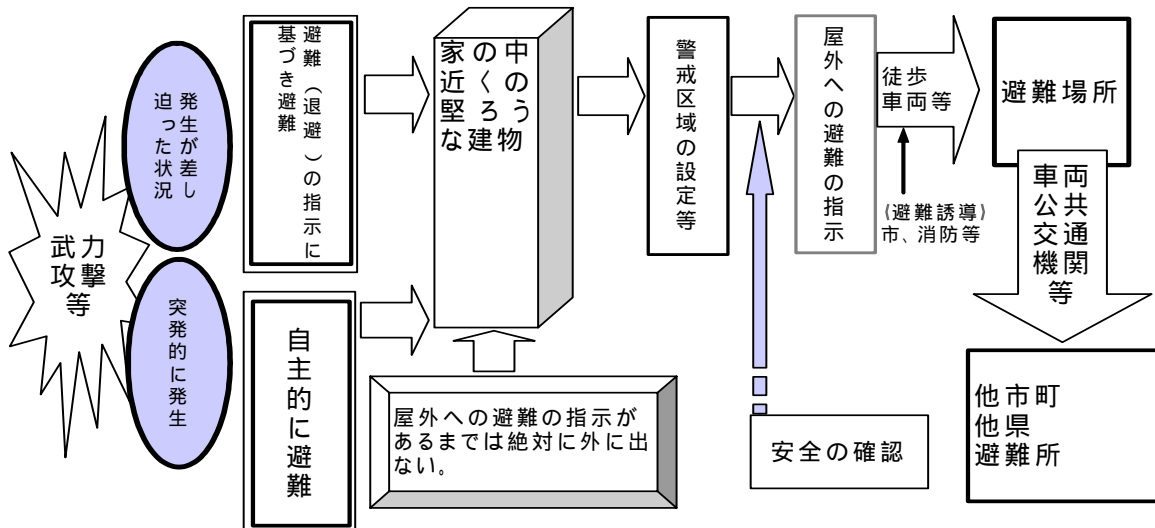
(1) 突発的かつ局地的な事態の場合

当初は、県や市の退避の指示に基づき、又は自主的に住民を家の中又は近くの堅ろうな建物の中に避難させることとし、その後に避難の指示が出された場合等で、さらなる避難が必要又は安全に移動することが確認された場合には、警察や消防の協力を得ながら、避難所へ誘導する。

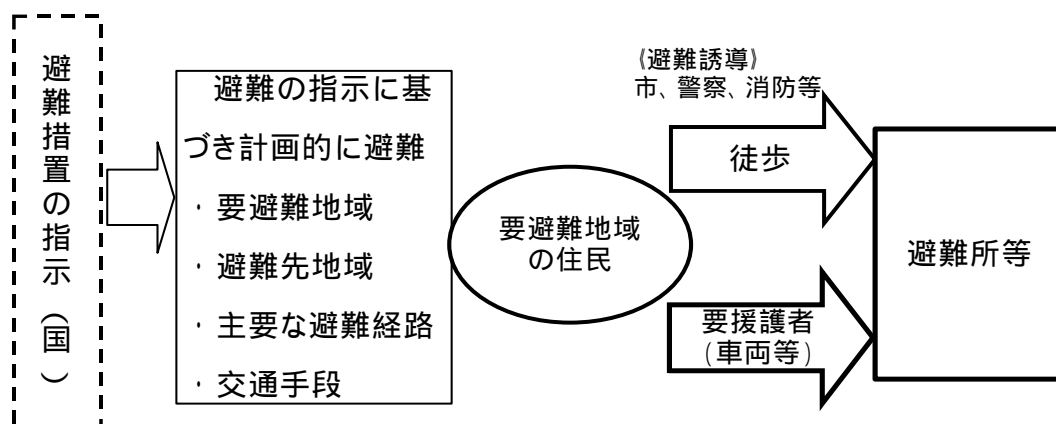


(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合

いったん、屋内に避難した住民を、屋外への避難の指示に基づき避難場所等を経て、市外(他県等)の避難所まで誘導する。



- (3) 比較的時間に余裕がある事態の場合
要避難地域となった場合、避難の指示等に基づき、避難所まで誘導する。



5 武力攻撃事態等の類型等に応じた避難の指示にあたっての留意事項等

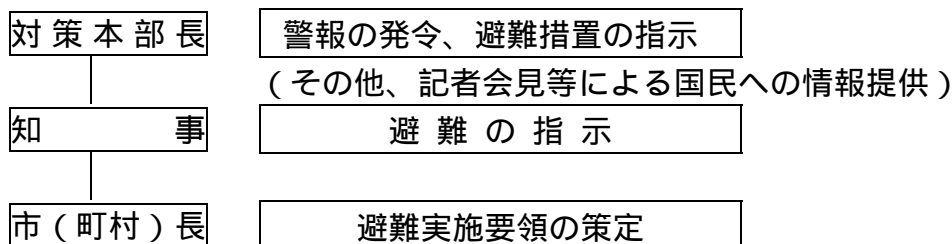
弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないこと

から、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施（法第76条）

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

収容施設の供与
食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
医療の提供及び助産
被災者の捜索及び救出
埋葬及び火葬
電話その他の通信設備の提供
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
学用品の給与
死体の捜索及び処理
武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携（法第 76 条第 2 項）

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携（法第 77 条第 3 項）

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め（法第 79 条第 1 項）

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 16 年厚生労働省告示第 3 4 3 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

1 安否情報の収集等

(1) 安否情報の収集（法第 94 条第 1 項、施行令第 23 条～第 25 条）

市は、次に掲げる避難住民等の安否情報を収集するよう努める。

市は、避難施設及び避難住民の誘導の際において、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行う。

また、警察署及び消防機関からの情報収集を行うほか、あらかじめ把握している医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意するものとする。

【収集・整理する情報の項目】

《避難住民（負傷した住民も同様）》	安否情報省令第 1 条（様式第 1 号及び第 2 号）
氏名	
フリガナ	
出生の年月日（元号表記により記入）	
男女の別	
住所（郵便番号を含む）	
国籍	
～ のほか、個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者から照会があった場合、～ の回答を希望するか否か（希望しない場合のみ記入）	
知人からの照会があった場合、～ の回答を希望するか否か（希望しない場合のみ記入）	
から を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについての同意（同意する・同意しない のいずれかを選択して記入）	
《死亡した住民》	
（上記 ～ に加えて）	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
上記を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	
（同意する・同意しない のいずれかを選択して記入）	

(2) 安否情報の整理（法第 94 条第 1 項、施行令第 23 条、第 24 条）

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告（法第 94 条第 1 項、施行令第 25 条）

(1) 報告の方法及び手段

市は、上記 1 により収集した安否情報を、知事に対し、適時に報告する。

この場合の報告は、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号の安否情報報告書に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで送付するものとする。

ただし、電子メールの送信によることができない場合や事態が急迫し、職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、FAX、口頭、電話その他の方法により報告を行うものとする。

(2) 報告の時期

安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたびに逐次報告を行わず、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の誘導等の実施状況を勘案し、市長の判断により知事に報告するほか、知事から報告時期の指定があった場合は、当該時期に従って報告するものとする。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付（法第 95 条、施行令第 26 条）

市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、窓口設置後、直ちに住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として上記の対応窓口にて、安否情報省令第 3 条に規定する様式第 4 号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

様式第 4 号に記載させる必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等である。（ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。）

(2) 安否情報の回答（法第 95 条、施行令第 26 条）

市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の本人確認等を身分証明書により行ったうえで、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第 4 条に規定

する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮（法第95条第2項）

市は、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

市は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力（法第96条）

市は、日本赤十字社佐賀県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 その他留意事項

上記に掲げるもののほか、安否情報の収集・提供に関する留意事項については、「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」の施行並びに安否情報の収集及び提供に係る留意事項等について（平成17年4月1日付け消防国第22号、消防庁国民保護室長通知）の第六「その他の留意事項等に関する事項」及び「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」の施行並びに安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について（平成18年4月3日付け消防国第13号、消防庁国民保護・防災部長通知）の第四「その他の留意すべき事項」に留意しながら、実施するものとする。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

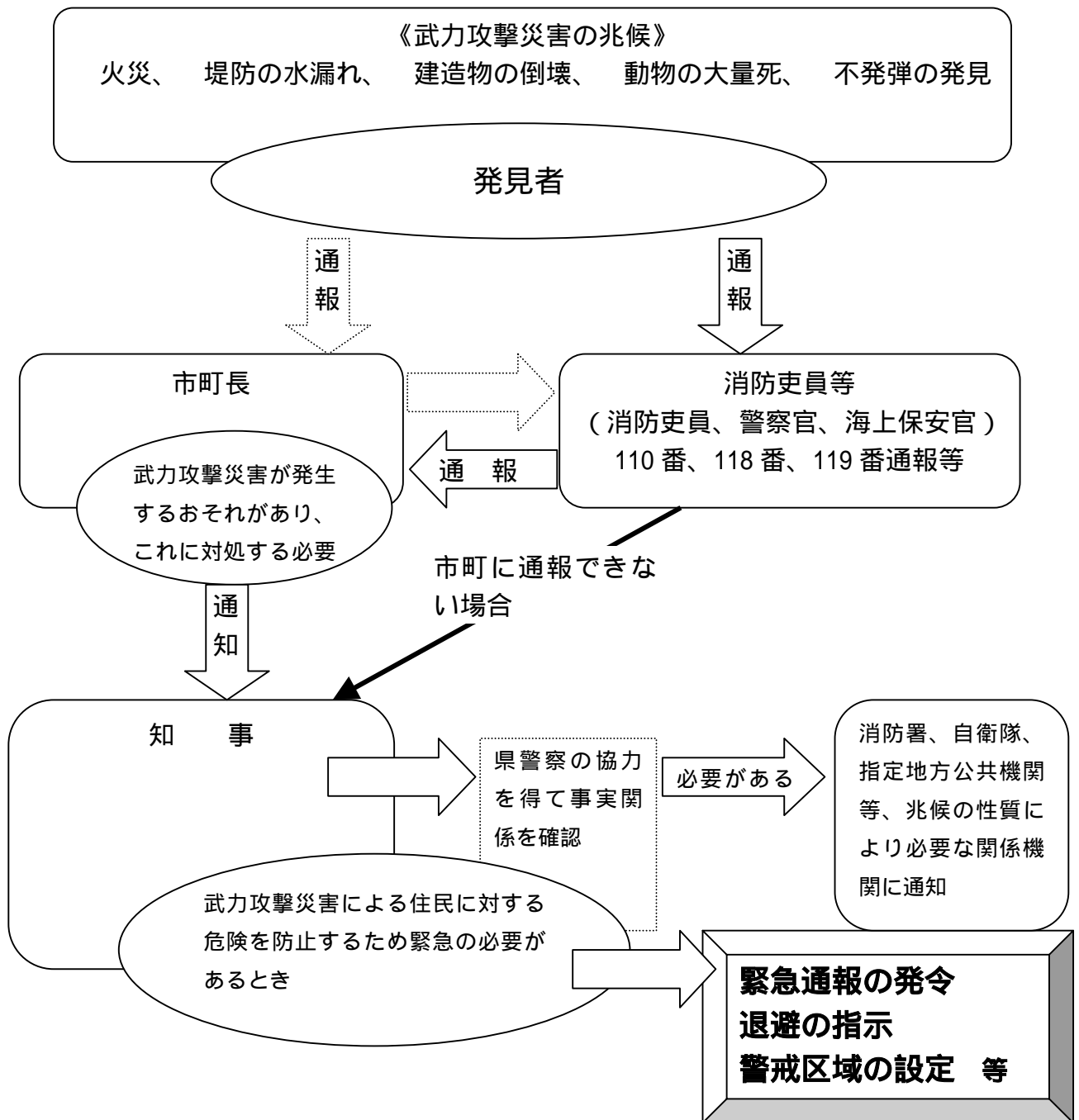
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

- (1) 武力攻撃災害への対処（法第94条第1項、施行令第23条から第25条）
市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。
- (2) 知事への措置要請（法第94条第6項）
市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。
- (3) 対処に当たる職員の安全の確保（法第22条等）
市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報（法第98条）

- (1) 市長への通報
消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。
- (2) 知事への通知
市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

【武力攻撃災害の兆候の通報の流れ】



第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示（法第 112 条第 1 項）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

「 町×地区、 町 地区」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

「 町×地区、 町 地区」地区の住民については、 地区の（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

NBC 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

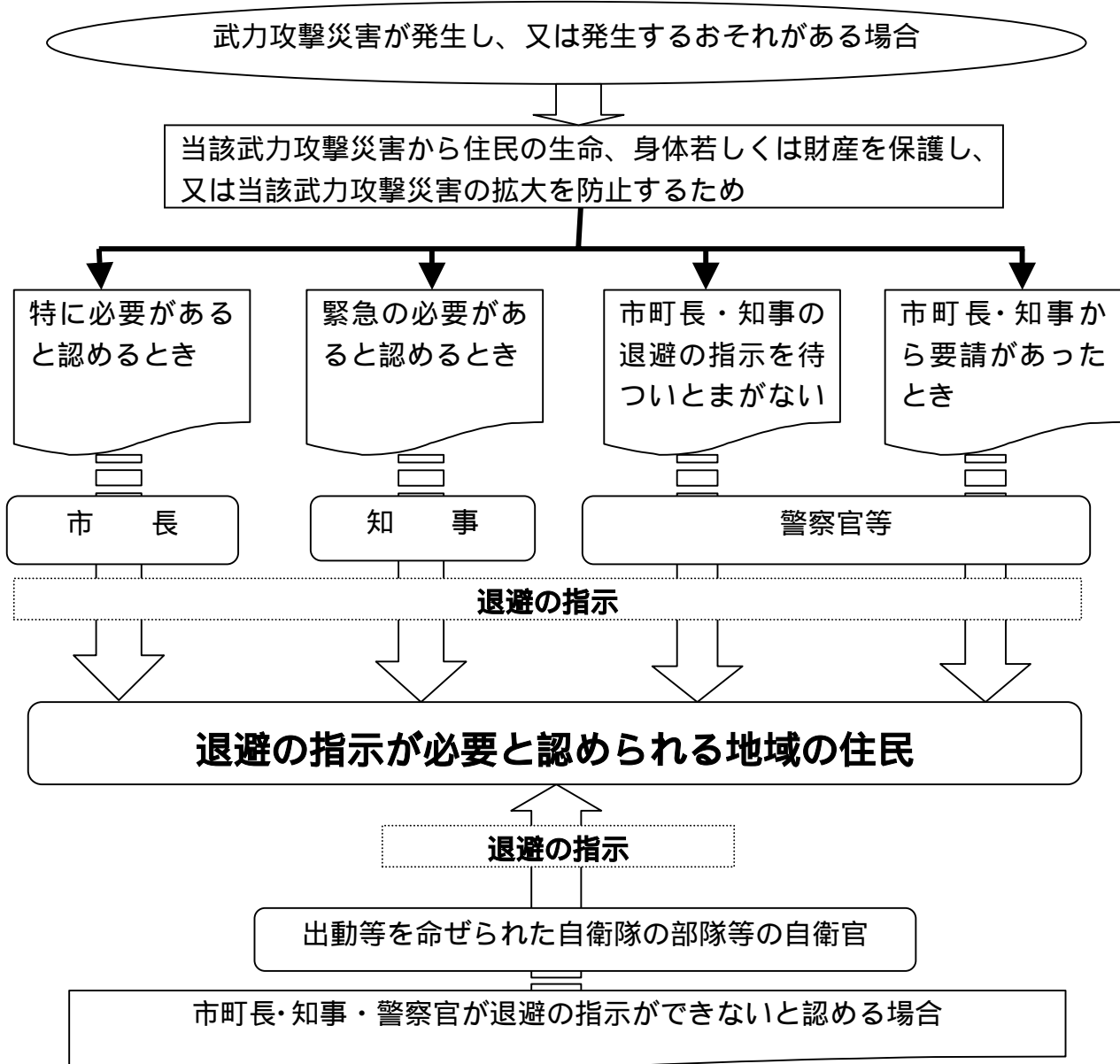
(2) 退避の指示に伴う措置等（法第 112 条第 2 項及び 3 項）

市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

市長は、知事、警察官、自衛官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

【退避の指示を行う場合の流れ】



(3) 安全の確保等

市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保

し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定 (法第 114 条)

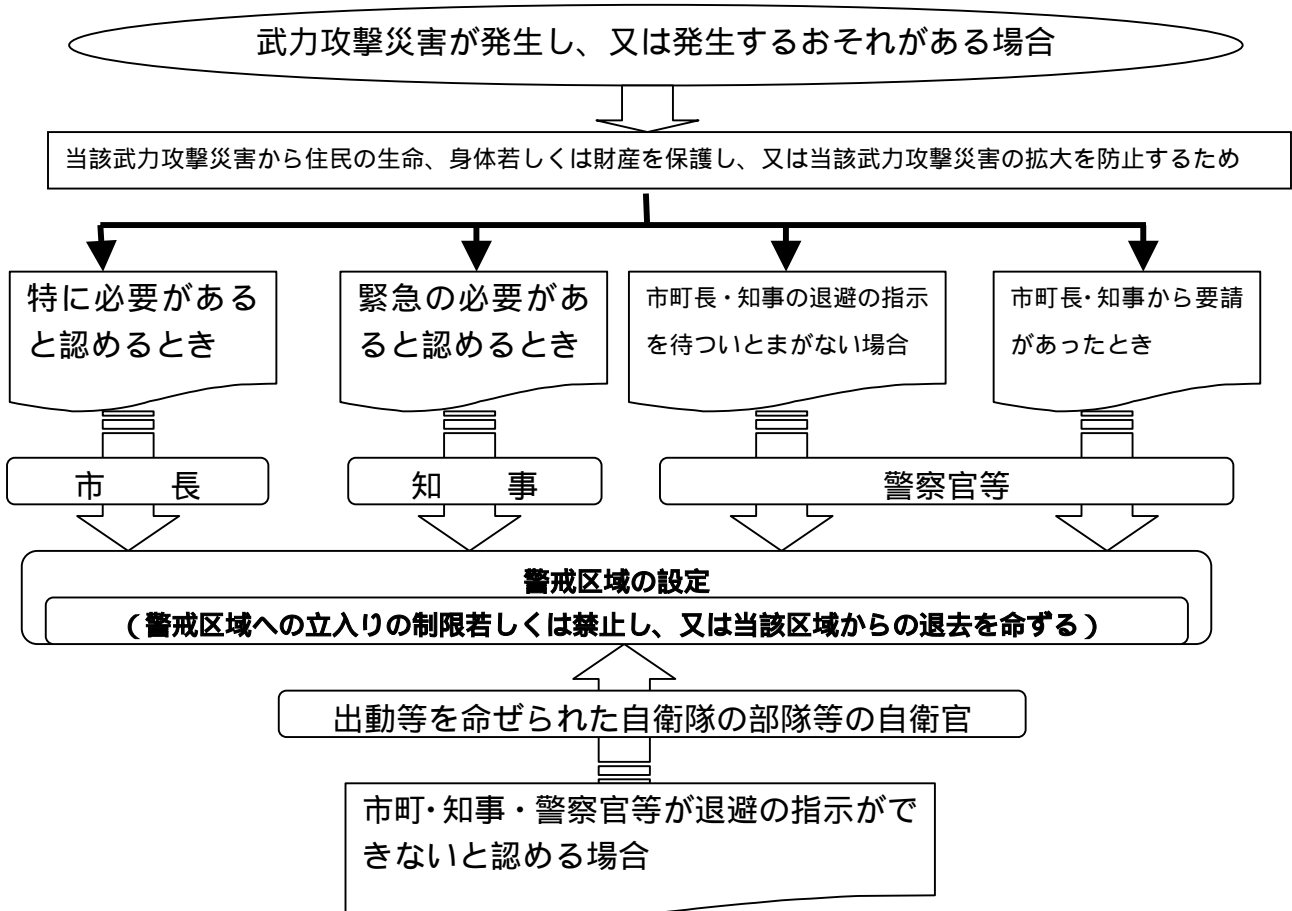
(1) 警戒区域の設定 (法第 114 条第 1 項及び第 2 項)

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

【警戒区域の設定を行う場合】



(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

市長は、知事、警察官等又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

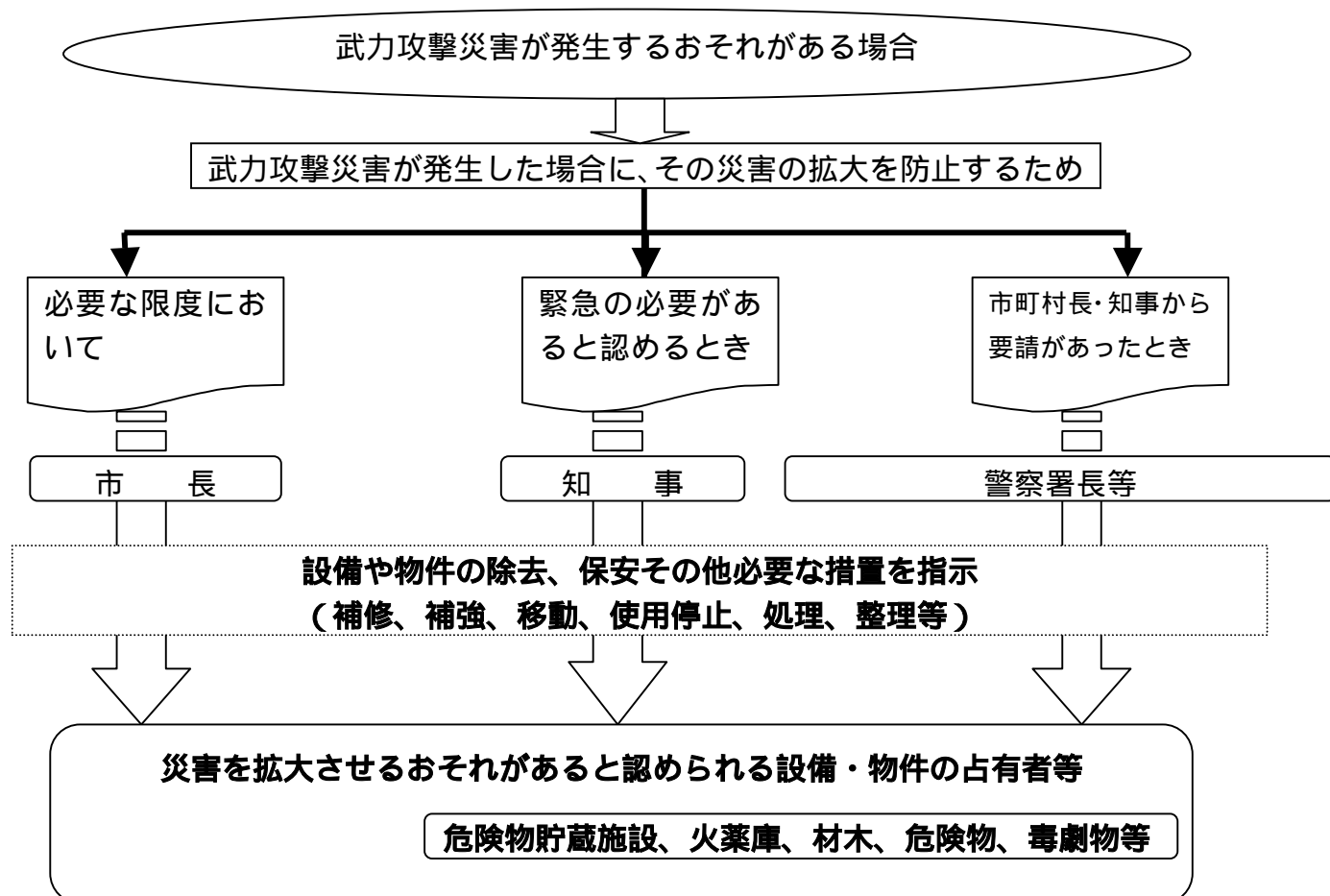
市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 事前措置等 (法第 111 条)

(1) 事前措置等 (法第 111 条第 1 項)

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

【事前措置等を行う場合】



4 応急公用負担等 (法第 113 条第 1 項及び第 2 項)

(1) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合には、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

立入制限区域の指定の要請（知事が要請）

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性がある判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

なお、県公安委員会は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知する。

立入制限区域について

範囲

県公安委員会又は海上保安部長等が指定（生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域）

公示等

県公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。また、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。

海上保安部長等も同様に立入制限区域を指定することができ、その場合、現場においては海上保安官が警察官と同様の措置を取ることとされている。

効果

警察官又は海上保安官により、当該区域への立入りを制限、禁止、退去命令

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令（法第 103 条第 3 項）

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）

危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告(法第103条第2項及び第4項)

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の から の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C 攻撃による災害への対処等

市は、N B C 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 N B C 攻撃による災害への対処

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

N B C (兵器)...核(N)、生物剤(B)、化学剤(C)を使用する兵器の総称

(1) 応急措置の実施(法第112条、法第114条)

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ず

る場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携(法第 97 条第 6 項)

市長は、NBC 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(又は職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス(疾病監視)による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

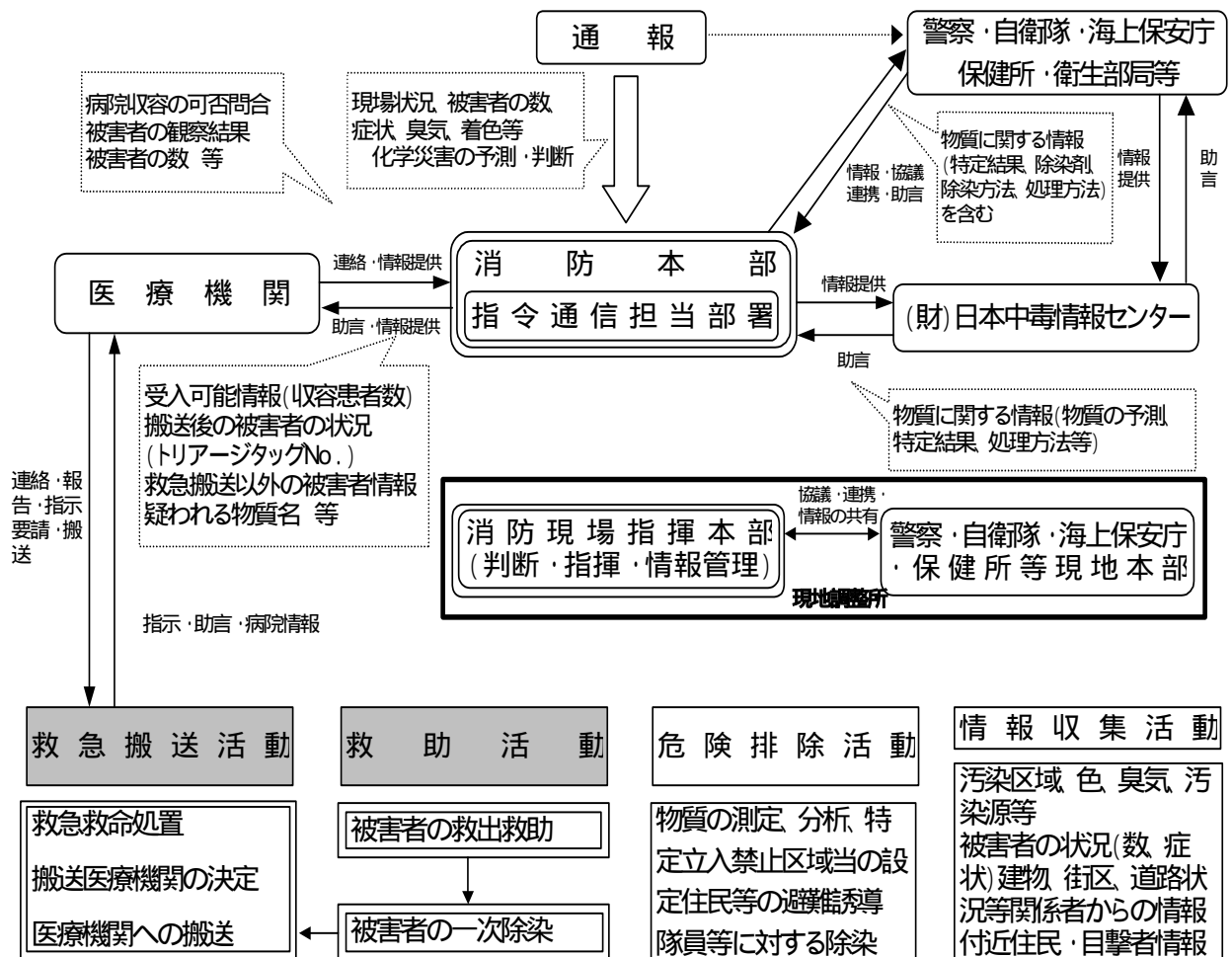
上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

【NBCテロ対処現地関係機関連携モデル】



第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告 (法第126条、法第127条)

市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にする。

市は、被災情報の収集に当たっては、県に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告する。

市は、第一報を県に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県に報告する。

被災情報の報告様式は、下記のとおりである。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した による被害（第 報）								
平成 年 月 日 時 分								
<u> 嬉 野 市 </u>								
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）								
(1) 発生日時 平成 年 月 日								
(2) 発生場所 市 町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）								
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要								
3 人的・物的被害状況								
	市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		そ の 他
		死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
				重 傷	軽 傷			
		(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	
可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。								
	市町村名	年月日	性別	年齢	概 況			

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例(法第 124 条第 3 項及び第 4 項)

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

市は、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成 10 年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定 (法第 129 条)

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、

避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給(法第 134 条第 2 項)

水道事業者及び水道用水供給事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等(法第 158 条)

ア 特殊標章

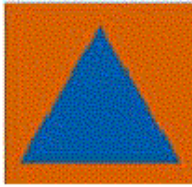
第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



(オレンジ色地に
青の正三角形)

表面

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as -----		
交付等の年月日/Date of issue ----- 証明書番号/No. of card -----		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry -----		

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: ----- ----- -----		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(2) 特殊標章等の交付及び管理(法第158条)

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる(「市(町村)の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」(平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知)を参考)。

市長

- ・ 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路及びその所有する施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法(法第168条)

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

市が支弁した国民保護措置の実施に要した費用で、次に掲げるものは、国が負担する。

ア 次に掲げる費用のうち法第164条から法第167条まで(法第165条第2項及び前条第2項を除く。第3項において同じ。)の規定により市が支弁したもので政令で定めるもの。

(ア) 「住民の避難に関する措置」に要する費用(法第44条～第73条)

(イ) 「避難住民等の救援に関する措置」に要する費用(法第74条～第96条)

- (ウ) 「武力攻撃災害への対処に関する措置」に要する費用(法第 97 条～第 128 条)
- (I) 法第 159 条から法第 161 条までに規定する損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する費用(市に故意又は重大な過失がある場合を除く。)

イ 法第 42 条第 1 項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が市と共同して行う訓練に係る費用で法第 164 条の規定により市が支弁したもので、施行令第 51 条で定めるものを除くもの。

ただし、市の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当、市の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの並びに市が施設の管理者として行う事務に要する費用のうち施行令第 48 条から第 50 条に定めるものについては、市が負担する。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償(法第 159 条第 1 項)

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償(法第 160 条)

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態 (法第172条～法第183条)

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 (法第183条)

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

緊急対処事態に対処するための措置

緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの
(原子力発電施設の破壊・炭疽菌等を用いたテロ・航空機による自爆テロ等)

【武力攻撃事態対処法】

【国民保護法】

